

平成30年五條市議会第1回3月定例会（第3号）

日 時 平成30年 3 月 9 日（金） 午前 10 時 開議

議事日程

第 1 一 般 質 問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	吉 田 雅 範	1 自衛隊誘致について （1）用地の取得について 2 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校魅力化推進事業について （1）地元での就労活動と後継者育成について 3 クリーン・オアシスの建物のクラック問題について （1）現在の状況と今後の管理について 4 五條市下水道事業について （1）下水道事業の進捗状況と合併浄化槽の不均衡について 5 パワーハラスメント・ドメスティックバイオレンス・セクシャルハラスメント等の被害者相談窓口について （1）本市の相談窓口と対策の促進について 6 シダーアリーナの水害について （1）被害状況と損害額について	市長・部長 教育長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長
2	福 塚 実	1 五條市学校適正化基本計画について （1）学校適正化の現状について （2）素案と基本計画の整合性について 2 五條市立認定こども園について （1）基本計画について （2）今後の対応について 3 土砂搬入業者への対応について （1）現状について	市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	福 塚 実	4 シダーアリーナについて (1) 防災倉庫について	市長・部長
3	藤 富 美 恵 子	1 五條市学校適正化基本計画（案）について 2 健康寿命を延ばす取組について	市長・教育長・部長 市長・部長
4	岩 本 孝	1 地域公共交通について (1) 現状について (2) 交通空白地域の解消に向けた施策について 2 西吉野支所について（避難所関連） (1) 庁舎の現状について (2) 避難場所としての機能について	市長・部長・支所長 部長・支所長
5	大 谷 龍 雄	1 台風21号災害の救援・復旧の取組と災害防止の取組について (1) 災害見舞金の支給について (2) 農林被害の救援・復旧について (3) 道路・河川被害の救援・復旧について (4) 上流ダム緊急放流防止に関する調査について (5) 吉野川河川の堤防工事の効果的な推進について 2 少子化対策を優先した学校づくりと小・中学校統廃合計画の見直しについて (1) 奈良県が計画している来年8月からの就学前児童（障害者・ひとり親世帯）の医療費の現物給付と合わせた実施について (2) 国民健康保険税の子供の均等割減免について (3) 給食費の負担軽減について (4) 説明会やパブリックコメントでの意見から考えた小・中学校統廃合計画の見直しについて 3 水道行政に関する開発負担金の確認及び課題の効率的な推進について (1) 住宅開発や工業団地開発等の開発負担金の確認について	市長・部長 市長・教育長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	(2) 石綿管の効率的な交換について (3) 奈良県の五條市・吉野郡3町の水道広域化に関する1市3町のメリットの追求と早期の掌握について (4) 給水量の減少と広域化から考えた小島浄水場1系の改修の再検討について 4 広報五條の正確な広報活動について (1) 広報五條2月号の個人番号掲載記事について (2) 広報五條3月号の国民健康保険掲載記事について 5 憲法改正案の危険性から考えた陸上自衛隊誘致の見直しについて	市長・部長 市長・部長

第二	報第	一号	平成三十年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について
第三	報第	二号	平成三十年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について
第四	報第	三号	専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十九年五條市一般会計補正予算（第七号））
第五	議第	一号	五條市認定こども園整備推進実施委員会条例の制定について
第六	議第	二号	五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
第七	議第	三号	五條市し尿汲取料等審議会条例の制定について
第八	議第	四号	五條市観光交流センター条例の制定について
第九	議第	五号	五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
第十	議第	七号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
第十一	議第	八号	職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
第十二	議第	九号	五條市手数料徴収条例の一部改正について
第十三	議第	十号	五條市立学校給食センター設置条例の一部改正について
第十四	議第	十一号	五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第十五	議第	十二号	五條市ひとり親家庭等医療費助成条例及び五條市心身障害者医療費助成条例の一部改正について
第十六	議第	十三号	五條市国民健康保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第十七	議第	十四号	五條市国民健康保険条例の一部改正について
第十八	議第	十五号	五條市介護保険条例の一部改正について
第十九	議第	十六号	五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議第	十七号	五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第二十	議第	十八号	五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 第二十一 議第 十九号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第二十二 議第 二十号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第二十三 議第二十一号 平成二十九年五條市一般会計補正予算(第八号)議定について
- 第二十四 議第二十二号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について
- 第二十五 議第二十三号 平成二十九年五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第二十六 議第二十四号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)議定について
- 第二十七 議第二十五号 平成三十年五條市一般会計予算議定について
- 議第二十六号 平成三十年五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成三十年五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成三十年五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成三十年五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第 三十号 平成三十年五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第三十一号 平成三十年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十二号 平成三十年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十三号 平成三十年五條市水道事業会計予算議定について
- 第二十八 議第 六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番 伊 谷 賢 司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事	技監	市長公室長	総務部長
太	堀	山	八	辻	和	
田	内	内	田	田	田	
好	成	伸	和	祥	剛	
紀	吉	起	宏	護	友	明

二番	三番	四番	五番	六番	七番	八番	九番	十番	十一番	十二番
養	平	牧	吉	窪	岩	福	山	吉	藤	大
田	岡	野	田		本	塚	口	田	富	谷
全	清	雅	佳			耕	雅	美	龍	
								恵		
康	司	一	正	秀	孝	実	司	範	子	雄

事務局職員出席者

事務局次長	山本修
事務局係長	竹本勝治
事務局主任	稲次裕美
速記者	井上昭
	平田耕一
	松井和永
	森川義彦
	泉谷進治
	松本武士
	松本智美
	中西賢二
	西本久美
	上田幸則
土地開発公社事務局長	
財政課長	
企画政策課長	
秘書課長	
会計管理者	
水道局長	
大塔支所長	
西吉野支所長	
教育部長	
都市整備部長	
産業環境部長	
あんしん福祉部長	
すこやか市民部長	
危機管理監	

午前十時零分再開

○議長（平岡清司）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、十番吉田雅範議員の質問を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、通告の順番に一般質問をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、自衛隊誘致についてお尋ねしたいと思います。

用地取得についてお尋ねいたします。

自衛隊駐屯地誘致を要望しておりますが、果たして駐屯地が本市に決定するのか、議会では当初駐屯地誘致を目的として自衛官の家族も五條に来てもらい、人口を増やし消費拡充を図る目的で要望活動をしてまいりました。最近、本市に自衛隊が本当に来るのかということが少し心配になってまいりました。それというのも近年、北朝鮮、また尖閣諸島、東シナ海の現状を踏まえ、政府は石垣島に駐屯地を持つていく、

また防衛省もその考えであるということがニュースでも入ってきております。

そこでですけども、本市が事前に消防学校、そしてまた防災のヘリポート、いろいろと県の方からも五條市ということで今調査をしておるわけなんですけれども、果たして五條市において自衛隊が来るのかということについてなかなか見解は難しいと思いますけれども、どうしてかという、やはり消防学校、防災ヘリ、また自衛隊駐屯地が来るに当たっては、事前に五條市が用地を取得しなければならぬ、もし自衛隊が来てくれなければ、その用地、五條市の、国が買い取ってくれればいいけれども、買い取ってくれないと思います。そこでヘリポートと消防学校と私は分けて考える方が良くはないかと、自衛隊駐屯地と。それについてちょっと教えていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） おはようございます。

十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま御質問ございましたが、現在の進捗状況につきまして、特に昨日の答弁でもさせていただきましたが、現在いわゆる国土調査法に基づく地籍調査を候補地の優先順位でありますプレイアゴルフ地区で進めているところでございます。

御質問ございましたが、用地の確保につきましてはの観点から申し上げますと、県の進捗に合わせまして五條西地区における奈良県と五條市のまちづくりの包括協定も含めて県と十分に協議を進めてまいりたいというスタンスで進めている、そういう状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そこでなかなか難しいと思うのですけれども、県の消防学校ですね、そして防災ヘリポート、それと自衛隊との用地を分けて考えるということは可能でございますか。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、優先順位一番でありますプレイアゴルフ地区でございますが、議員も御存じのとおり、当該地におきましてプレイアゴルフ地区というのが一つの核になっております。そういうところを今現在調査しているわけでございますが、いろいろこれから進める上におきまして、

やはり現在そういうふうな場所柄でございますので、その一部分だけであるとか、半分であるとか、そういうふうな進め方は用地の確保の観点からは難しいと考えております。

ただ、議員がお述べのように、そういう切り離してどうかというお話だったと思いますが、やはり確保の観点からは当該地を確保、一面的に確保することがまず重要であると考えておる、そういうふうな状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今現在候補地に上がっているプレディアについては、切り離してというのは当然無理やと思います。だから私は自衛隊駐屯地を誘致するのは、仮にプレディアと、そして防災ヘリ、県の消防学校、それをまた別のところに誘致をするとか、そういうふうな考えを持ってやっていたら、その消防学校、防災ヘリポートそれを一つに考えていただいて、その用地をまたほかとする、今プレディアのところを分断するというのは到底無理やと思います。そのあたりも、もう答弁は結構ですけども、頭の隅に入れていただいて考えていただけたら用地買収のときにも消防学校とヘリポートだけ先に取得をして、そして自衛隊がいざ来るとなればプレディアのところを買うと、それやったらもう全部買って、多分それぐらいは要ると思います。実際本来に来てくれるのであれば。よろしくお願いいたします。

そして次にですけども、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の魅力化推進事業についてお尋ねしたいと思います。

昨日、ほかの議員さんも質問されておったので、重複しないようには質問させていただきますけれども、もし重複しているところがあれば御勘弁願いたいと思います。

寮のことからお尋ねしたいと思います。

高額なお金を掛けて寄宿舎、寮の整備をしたわけなんですけれども、入寮者数、昨日答えていただいていたのですけれども、聞き逃したので、寮に入られる方は何名かということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えを申し上げます。

昨日答弁させていただきましたように、平成三十年度の賀名生分校の募集定員は三十名でございます。

現在、特色選抜により二十四名が合格をいたしました。県外生は十六名、県内生八名でございます。そのうち入寮が考えられる県外生は十

六名となっております。

出身府県等につきましては、昨日答弁させていただいたとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） それで地元の就労活動、また実習生を受け入れてくれる農家の協力や農業機関との連携についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えを申し上げます。

実習や専門的な学習を進めるためには、農業機関との連携が大変重要であると認識しております。

これまで担い手育成を視野に入れた県担当課との協議や、専科指導をしていただくための、なら食と農の魅力創造国際大学校や果樹・薬草研究センターへの協力依頼を行ってきました。

また、実習指導のために、市内農業法人との協議を行い、農業団体等への説明、依頼、調整を行ってきました。

一般農家の方々など、今後も関係機関との連絡調整を密に取りながら、充実した実習体制が構築できるよう進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら、一定の教育の目的に合わせた教育内容、学習支援が必要となりますが、四月からの基本的なカリキュラムは構築されておりますか。お尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育課程では学年が進むに従って専門色を強くし、さらに仕事と密につながるよう就労活動も取り入れているものとなっております。

一、二年生では実習を重視し、その多くを地元の農家で学習をします。柿学など学校独自の科目を設定し、特色ある教育を推進します。本市の自然、歴史や文化などの学習する機会を設け、五條を理解し、親しみを持ってもらいよう地域学習を積極的に取り入れます。

三、四年生では教育課程外の活動として就労活動を取り入れ、OJTによる農業生産技術の向上、経営感覚の醸成を目指します。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今後においてやはり農業機関や、また支援していただける農家の方々と学校が連携を取りながら進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは三番目のクリーン・オアシスの建物のクラック問題についてお尋ねしたいと思います。

現在の現状と今後の管理についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

クリーン・オアシスのクラックへの対応でございますが、平成二十九年七月から八月に掛けて補修工事を行い、八月二十八日に補修完了検査を行いました。十月十一日付けで覚書協定書を締結し、その後、年四回のひび割れゲージ確認等の経過観察を行います。第一回目を十二月五日に株式会社伸構造事務所より実施され、第二回目を平成三十年三月十九日に、第三回目を五月末から六月上旬に、第四回目を八月末から九月上旬に実施します。その結果を踏まえ、経過観察の延長、及びかし担保期間を含めた今後の対応を五條市、水ing株式会社、株式会社日産技術コンサルタント、株式会社伸構造事務所で協議し決定してまいります。

今後の対応につきましては、以前平成二十八年十二月議会で答弁させていただいたとおり、包括管理の検討を進めておりましたが、クラックが発生したため、一時的に凍結しておりました。先ほど言わせてもらったとおり、クラックの対応はこの秋の結果によって一段落付くと思われまます。その状況を鑑みて、当初より予定しておりました機器の長寿命化やコスト削減を図り、信頼性の高い施設運営を図るため、民間の技術力、及びノウハウを活用した包括管理を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 私、部長おっしゃっていただいたように、平成二十八年の十二月議会でこの質問をさせていただいたのですが、今現在運輸管理を委託しておるわけなんですけれども、現在プラントに問題はございませんか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

プラントにつきましては、現在問題なく稼働しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）今部長もおっしゃっていただいたように、以前の十二月にも運転管理委託だけではなしに、包括的な業務委託をして安価にしていたきたいというふうに言わせていただいたのですけれども、今部長の答弁の中で、今後そういうふうと考えていくというお答えをいただいたので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

四番目に、五條市下水道事業についてお尋ねします。

下水道事業の進捗状況と合併浄化槽の不均衡性についてお尋ねしたいと思います。

五條市の下水道についてですけれども、五條市の公共下水道事業は昭和六十年に事業着手し、平成三年から供用開始されております。現在も整備は継続されているわけなんですけれども、事業開始から三十年余り経過しているわけなんです、現在の進捗状況等、どの程度進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

当市の公共下水道整備の進捗状況でございますが、公共下水道事業は昭和六十年から着手しておりまして、公示面積いわゆるこれまで整備を行い供用開始となった面積は、平成二十八年度末現在で五七七ヘクタールとなっております。

また、市街化区域を中心に都市計画法に基づき事業計画決定を受けている面積は九五七ヘクタールでございます。計画決定面積に対する供用開始面積の割合である進捗率は六〇・三パーセントとなっております。さらに進捗率と併せまして、供用開始となった区域内人口一万八千四十四人に対する水洗化された世帯人口一万三千八百十七人の割合は、水洗化率ということで現在七六・六パーセントとなっておりますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） これまでに公共下水道整備はどのようなところを優先的に行ってきましたか。

○議長（平岡清司） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

これまで公共下水道整備は主要となる汚水幹線整備及び公道ですね、国道・県道・市道への埋設を優先的に公衆衛生の向上と費用対効果を踏まえて行っております。

また、自治会内の世帯を取りまとめられた自治会長さんから、面整備の御要望をいただき、整備を行うケースもございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 公共下水道の通っているところはつなげばいいということで御理解させていただけるのですが、最近聞かれるのは、浄化槽設置の補助金等についてなんですけれども、最初に言わせていただいたように不均衡、また不公平の声が市民の方から時々聞かれるわけなんですけれども、西吉野地区など下水道事業計画区域外のところに住まれている住民の方は、浄化槽を設置しようとするときに市からの補助金が受けられると認識しております。しかしながら下水道計画区域内に住まれている住民の方が住宅を改築又は新築されるときに公共下水道に接続したい意向を持たれていても、また近くに管が整備されていない場合、またその近くにあっても少し距離があってタイミング的にいったん浄化槽を設置しなければいけないときがあります。そのような現状の中で、浄化槽設置では補助金の申請の対象にならないというふうに聞かせていただきました。住民の方の住まわれている区域によって不均衡が生じていると思うのですが、公共下水道の計画区域内で未整備のところでも早急な整備工事が難しいということであれば、浄化槽設置に係る補助金を柔軟に対応して交付していただけないでしょうか。

○議長（平岡清司） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

公共下水道事業の計画区域内では公共下水道による汚水の排水処理を想定しており、国の交付金も活用しながら順次整備を行っているところでございます。

また、五條市浄化槽設置整備事業補助金も国や県からの補助と合わせながら交付する補助金でございますので、補助金の交付対象区域となっております。

事業区域内でありながら整備をお待ちいただいている御家庭もあるかとは存じますが、現在まだ未整備となつているところにつきましては、交通量などの住宅事情や、住宅の立地状況なども鑑みながら年次計画を立て整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） やはり公共下水道、そしてまた浄化槽、特に国費の二重投入になるというようなお考えがあるかと思ひます。しかしその点を十分御理解いただいて、市単でも考えていただければ市民の方が不均衡、不公平とならないと思ひますので、今後もひとつその点も視野に入れていただきたいと思います。

次に、パワーハラスメント・ドメスティックバイオレンス・セクシャルハラスメント等の被害者の相談窓口についてお尋ねしたいと思います。

初めに、DVに関することなんですけれども、市の相談窓口と対策の推進についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

ドメスティックバイオレンス、DVですが、被害者相談につきましては、警察や奈良県高田こども家庭相談センターなどの関係機関団体で構成しております五條市児童虐待及び配偶者等暴力防止ネットワークの中で対応をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 秘密のことで、やはり夫婦内のDVがあつた場合には、大変秘密も厳守しなければいけないし大変だと思ひますけれども、よろしく願ひしたいと思います。

次に、市役所内での職員に対するパワハラ・セクハラ対策について、どの課が担当しているのか、行われているのか、お答え願ひしたいと思います。

○議長（平岡清司） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

パワーハラスメント・セクシャルハラスメントで被害を受けた市職員の相談は秘書課人事係で受けております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 五條市には職員さんからの意見箱、また昔風で言う目安箱というようなもの、なかなか自分から手を上げて、私この上司に怒られましたとかというのは、なかなか言いにくいと思うので、匿名とかでそういう庁舎の中には目安箱なりのものは置いておられますか。

○議長（平岡清司） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

やはりこういうパワーハラ・セクハラと申しますのは、個人の人權的なところにも結び付いてきますので、安易に目安箱的な形では置いておけません。ただ、やはり今現在市職員には、各個人がメールアドレスを所有しております、また人事のメールアドレスも各職員は知っております。その中でそういう相談等があれば、人事に送ってくるなり、また直接人事係の方に来ていただいて相談を受けているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） なかなか分かりにくいことで、また大切なことなんですけれども、私はちよつと事例紹介させていただきたいと思います。

近年分かってきたことでございますが、精神病の一つであるサイコパスという病気があります。日本では二百人から三百人に一人がサイコパスであるということが分かってきました。その病気について、原因、また病状について簡単に説明させていただきます。

「原因といたしまして、サイコパスの場合、先天的なもので五割が遺伝子としてあるものと考えられております。残りの五割は後天的なことが原因で生育環境が原因になっていると考えております。そしてまた、幼少期に両親の愛情を受けて育ってこなかった、育児放棄によって孤独や辛い経験をした等が原因と考えております。」ということがうたわれております。そしてまた、病状ですけれども、「感情の一部、主に愛情や愛着、又は思いやりなどが極端に欠けている。社会性がほとんどありません。相手に対して無情であり、相手の感情や権利を考え

る行動ができず、非常に自己中心的な考えを持っており、共感性を全く持ち合わせておりません。また相手を操ろうとして慢性的にうそをつき、後悔の念や罪悪感もなく、自分の行動にも責任を持ちません。自信過剰であり、自己に対する評価が過大なので反省することもあります。常に刺激を求めながら生きているので、恐怖心も欠如をしている傾向があります。このような健全者の常識では考えられない思考回路を持っているのがサイコパスであります。自尊心が強く、口が立つので非常に魅力的な人間に感じられるため、注意が必要となっております。」

こういう、なかなか隠れた部分がありますので、周りの人も分かりづらい面もあると思いますけれども、パワハラやセクハラには十分各課で職員さんを守られるようにしてお願いたしまして、次の質問にいきたいと思います。

最後ですけれども、シダーアリーナの被害についてお尋ねしたいと思います。

被害状況と被害額についてお尋ねします。

昨年十月二十二日、台風二十一号によりシダーアリーナの高圧電気設備、キュービクルが浸水しました。損害額を教えてくださいませんか。

○議長（平岡清司） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年十月の台風二十一号による被害を受けました上野公園総合体育館シダーアリーナの設備ヤードの復旧に要した金額は三千三百六十九万六千円となっております。

また、国の補助率が約三分の二となりますので、歳入予算につきましては二千二百四十六万四千円を予定しています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 構造や設計には問題ありませんでしたか。

○議長（平岡清司） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えします。

上野公園総合体育館シダーアリーナの設備ヤードの設計は、平成二十五年度の設計段階におきましては、過去四回の浸水被害、河川の洪水対策施設の現状等を踏まえ設計地盤高を設計しております。大滝ダムが暫定供用した平成十六年以降の過去最大の水位に着目し、紀伊半島大

水害により被害が発生した平成二十三年の上野公園の浸水高九二・九メートルと過去最大七十二時間雨量を記録した平成二十五年の上野公園の浸水高九二・六メートルを比較し、安全側となる平成二十三年の上野公園の浸水データを採用しました。

また、平成二十三年に被害があった際の大滝ダムの放流量は一、八三七トンでありましたが、平成二十五年以降の放流調整会議において、放流量を一、二〇〇トン以下とすることが決定したことから、設計地盤高を平成二十三年の浸水高の九二・九メートル以上となる九三・〇メートルと定めることとし、問題はないと判断していました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） なかなか設計どおりにはいかないものやと思います。昨日もほかの議員さん、築堤のことを質問されておったのですけれども、早く要望活動を進めていただきたいと思います。

そして、無駄な浪費があったわけなんですけれども、もちろん保険は掛けられておると思いますけれども、掛け金と保険金はお幾らかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 和田総務部長。

○総務部長（和田剛明） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

台風二十一号災害に伴うシダーアリーナ施設の災害共済金につきましては、事業終了後、加入先でございます公益社団法人全国市有物件災害共済会の査定を経て本市に支払われることになっておりまして、受入見込額といたしましては約一千七百万円と試算しております。

また、当該施設に対する共済基金分担金でございますが、これは年額で六十二万三千二百五十円となっております。

なお、当該災害共済金は受入年度が被災年度以降になりますが、当該復旧事業につきましては別途補助金、それから地方債の活用によりまして、市の実質的な負担はないものと判断してございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 保険を掛けてくれるというか、掛けて当たり前なんですけれども、やはり無駄な浪費にならないようにお願いしたいと思います。

そして、防災関係で避難場所という言葉をよく聞くわけなんですけれども、果たして市民の方の避難場所になっているのか、ちょっと不安に残るところが…。道がなければ、阪合部御蔵橋の方からは来れても、こちらからは行けないという、避難ができないということも多々昨年聞いたわけなんですけれども、これ本当に避難場所になるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

シダーアリーナにつきましては、広域的な避難拠点施設とし、本市全域及び災害時における相互応援協定に基づく広域避難者を収容する施設として位置付けております。指定緊急避難場所や指定避難所には指定しておりません。

しかしながら、昨年の台風二十一号のように、洪水時や市道大津相谷線が冠水等により通行止めとなる事象があることから、市としては市道大津相谷線の整備を進めている状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 水害のときはあかんのやと、地震のときやったらいけるんやというような避難場所では、ちょっと問題があると思いますので、そのあたりも道路を上げるといような計画もありますので、やはり今の庁舎と一緒に、庁舎を建てるのやったら、やはり道路の整備も同時にできるといような格好で、やはり体育館ができるに当たっては、大津相谷線ですか、あれのかさ上げというのも出ておったわけなので、その辺も片方は建物ができたが道はないということでは、庁舎の場合も大変市民の方が困ると思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司） 以上で十番吉田雅範議員の質問を終わります。

次に、八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実） それでは議長の発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

まず一番、五條市学校適正化基本計画について、二番に五條市立認定こども園について、三番に土砂搬入業者への対応について、四番、シダーアリーナについて質問させていただきます。

それでは、一の学校適正化基本計画の中の（一）の学校適正化の現状について質問させていただきます。

以前、議員全員協議会で学校適正化基本計画の説明は聞かせてもらいましたが、またその後説明会などを行うとのことでしたが、説明会での意見や参加人数などをお聞かせください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

現状といたしましては、一月二十六日に五條市学校適正化基本計画（案）及び五條市立認定こども園整備基本計画（案）を公表し、二月二十三日までの約一箇月間パブリックコメント手続を実施いたしました。

また、住民説明会を二月十五、十六、十八日の三日間、中央公民館において開催をいたしました。

参加者数につきましては、二月十五日が四十九名、十六日が六十九名、十八日が三十七名の合計百五十五名の方々に御参加をいただきました。この説明会と現在集約作業を進めておりますパブリックコメントでの御意見、御質問の内容といたしましては、一年での統合は難しい、子供たちの交流などに十分な期間が必要であるという御意見がたくさんございました。その他の意見といたしましては、説明会に関すること、スクールバスに関すること、跡地利用に関すること、教育内容に関すること、立地・配置に関することなどの御意見がございました。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 全体で百五十五名の方々が聞きに来られたということなんですけれども、その中でまだ基本計画の中でたくさん質問があったということ、スクールバスについて、また跡地利用等の質問があったということなんですけれども、やはりこの父兄、子供を育てる親御さんしてみれば、跡地利用は地域の方々の御心配だと思いますけれども、その後の対応について大変今五條市、子育ての現役世代、またおじいちゃんおばあちゃんにしても、地域の方々にしても学校適正化に対しては大変不安視されている方が多いというふうに私は認識しております。その辺も踏まえて、（二）の素案と基本計画の整合性について質問させていただきます。

この基本計画を聞かせていただいたときは、私は正直驚きました。また、現状小学校・中学校での教育環境は将来的に大変厳しくなるのを私も実感しております。また、学校適正化もある程度理解できますが、以前の学校適正化の市民説明会で示された素案との整合性については全くと言っていいほど私今回は理解できておりません。御父兄の方々も、私は保育所の保護者会会長、小学校のPTA会長、今五條中学校

のPTA会長も歴任させてもらっておりますけれども、やはり子供の将来にかかわる大変重要な課題であると認識している中で、この基本計画と素案、以前素案のときに説明会を行ったときに大変御父兄、地域の方々から御不満があつて、その中で改善を求める案がありました。その中で、教育委員会等の説明では素案をたたき台としてそれに基づいて学校適正化を進めていくということでしたけれども、この素案、たたき台を基にということは、たたき台A案、B案とありましたけれども、その中での内容と今回示された基本計画では全く内容が異なると、どの辺が素案一、素案二で示された中の内容と整合性があるのかお答えください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市学校適正化基本計画素案は、児童・生徒数と学校が保有する教室数に基づき使用する校舎を一案、二案という形で二つの案として提示し、議論を行うためのたたき台として平成二十八年十月に公表をいたしました。

また、本年一月二十六日に公表いたしました基本計画（案）は、素案を受けて平成二十八年十一月から平成二十九年八月までに開催した住民説明会、意見交換会での御意見、また事務局にいただきました意見書等による御意見を踏まえ、精査・検討し学校適正化推進実施委員会での御意見と学校規模と児童・生徒数から作成したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） だから、その整合性について。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

大きく素案から変更した点は二点ございます。

まず一点目は、五條市南部には地理的な条件から西吉野小学校を単独でそのまま使用することを素案では提案をしておりました。しかし住民の皆様の意見をもとに、地理的な条件をなしに、もう少し広い範囲で小学校を南部に設置していく方向を検討いたしました。その結果、小学校は野原小学校・阪合部小学校・西吉野小学校の三校を統合し児童数を確保し、児童数が一番多い野原地区に一定規模の小学校を設置することといたしました。

二点目は中学校区の統合でございます。

まず、五條西中学校ですが、校区内にはこれまで市のまちづくりの一環である新興住宅地があり、単独であつても二学級以上を確保できる見込みがあり、現状で一学年二から三クラス確保できる牧野小学校と五條西中学校をそのまま小・中一貫教育を実施して、仮称ですが五條B学園とすることいたしました。

一方、五條中学校・五條東中学校の両校は野原中学校・西吉野中学校と統合しても単独で二クラスを確保することが早い時期に難しい状況になると推測されるため、この両校を統合して小・中一貫教育を実施するグループとして（仮称）五條A学園中学校といたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それは説明をしたらそういうような形になると思うのですけれども、この基本計画は、私からこの前いろいろの父兄の方々の話を個人的に聞かせてもらいましたけれども、地域性や住民感情、これまでの学校間の歴史などを全く無視したと言えます。また小学校・中学校の子供たちを数合わせだけで考えた心ない計画だと私は認識しております。このような状況では保護者や生徒・児童・地域住民の不安をあと、混乱を招くだけだと考えています。子供の進学を不安視する保護者もおります。学校適正化基本計画を焦るのではなく、より慎重に検討すべきだと考えております。

そして、この野原地域の方々、もし小学校に阪合部の方々が行くとなった場合、どこの中学校に行くのですか。お答えください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

野原中学校を改修して小学校として使用する予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）そしたら、その小学校を出た後、どこの中学校行くのですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいまのお示しをしております計画案では、五條中学校に入学する予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） それでは、五條中学校に入学することですけれども、この牧野地区に五條西中学校と五條中学校、二つ残るということですか。五條西中学校と五條中学校に残るということですか。二つ残るのですか、中学校は。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

最終的には二校ということですので、五條西中学校が一つ残りまして、あとは五條中学校と五條東中学校の統合したところですが、まだ、場所の方は未定なんです、二校になるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 中学校が五條東中学校と五條中学校と五條西中学校と三つ、ゆくゆく二つになるということですね。ということは中学校が段階的に進むと思うのですけれども、急に五條中学校に行っていた者が五條東中学校に行くケースがあったり、五條西中学校でおった者が五條中学校に行くケースが生まれるということですか、どうですか。

そしてね、野原の方々と阪合部の方々が小学校で一緒になった場合、場合ですよ、私の地域性、地域の方々からの話も聞かせてもらったのですけれども、阪合部小学校が野原の小学校に行って、そして野原の方々が地理的に五條東中学校の方が近いから五條東中学校に行くと、阪合部の方々は五條西中学校の方が近いから五條西中学校に行くと、小学校でこれまた分断が起ころのではないですか。また五條中学校に行くとか、これ分断が起こらないのですか。どうですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

計画を立てる段階では小学校区の分割はしないという考えで計画を立てておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）小学校区の分断をしないということですから、父兄の立場からしたらより近い中学校に行かせる方が安心なんです。それが親の心情です。その辺どう思いますか。親の感情として。

あのね、阪合部は地域的に言うたら川南と川北があるんですよ、川をまたいでいるんですよ、阪合部という地域。その方々が野原に行つて、川北の者が野原に行つて、それから五條中学校に行くのか、その辺はまだ検討段階だと思いますけれども、その中で分断が起らないのですかということですね。でもそれは教育委員会として、分断はしないということなんですけれども、父兄の感情としたら分かれる可能性があるんじゃないですか。以前、越境という言葉がありましたけれども、まあ越境とこれとはまた違う問題なんですけれども、そういう問題が起ってくるのではないのですか、それを踏まえて考えているんですかということですね。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

基本計画（案）につきましては、小学校はまずは分割をしないという考えで私どもは計画を立てるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）だからこの辺がね、私らと教育委員会との認識の違いとか、ずれなんです。ずれ。

阪合部小学校におきましては、牧野地域からも阪合部小学校に通つておられる方もおられるんですね。分かりますか。畑田町とか釜窪町とか、あれは牧野地域なんです。学校が近いからと阪合部の方に来られていると、あの地域の方々はそしたら野原小学校には行かず、牧野小学校に行くように今後なるんですか。地域的に分断されるのですね、これまた。その辺どう考えますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほどから申し上げておりますように、小学校区としては分割をしないということで計画を立てておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）全くだから平行線になるのです、これね。

そしたら、その牧野地域の方々も野原小学校に行けということですか。

畑田町の方はどこに行くのですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいまの計画ですと、畑田地区は阪合部小学校区になりますので、今の計画でいきますと野原小学校へ通学をしていただくようになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）あのね、阪合部校区、畑田町ね、校区というより地域は一応牧野校区なんです、あれね。近いからこっちへ来ているということだけで、その辺もちゃんと考えてください。

この学校適正化基本計画、しっかりと私らも、また父兄の方々も話をして聞かせていただきながら基本計画を進めて、まあ教育委員会にはいつてもらいたいと。

私もともこの学校適正化というのは子供たちと触れ合う場が多いということ、先日来、前議員も言われているように子育て世代の現役でするので、これは大変子供たちの将来的に左右する大きな問題、また地域にとつても大きな問題、お子さんを抱える方々が、阪合部小学校の方々が、次どこの中学校にうちらは行くんやろとか、またその辺でも大変皆不安視している声がある、そのすぐく挙がってきております。この基本計画が上がってきたときに、まだ素案のときはね、ある程度こういう状況やからじゃないなあという声もあったのですけれども、基本計画が出てきたときに、ものすごく素案一、素案二で示された内容と違うということで、全く理解できないということをお聞きされています。何と言っても平行線ですので、しっかりと焦ることなく慎重に慎重に検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願っております。

続いて、二の五條市立認定こども園について質問させていただきます。

まず（一）の基本計画について質問させていただきます。

まず手掛けるのが阪合部小学校を認定こども園としていくのですが、これから何年度をめどに進めていくのか、また認定こども園を何園考えているのかお答えください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市立認定こども園整備基本計画（案）では、公立認定こども園を市北部の東西に二園、市南部に一園を整備する計画となっております。スケジュールにつきましては、まず平成三十四年四月に阪合部小学校を改修し、（仮称）五條C認定こども園として整備、平成三十五年四月に五條幼稚園を中心に新築し、五條A認定こども園とし、平成三十六年四月に北宇智小学校を改修して五條B認定こども園として整備する計画としております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 認定こども園については、阪合部小学校を第一に手掛けるということですが、進めていく中で今後の御父兄や地域に對しての説明、またその北宇智にいたしましても、五條校区内の方々の対応にしても、説明会や今後、また全体的に認定こども園のキャパなど、どれぐらいの人数の募集を考えているのかお答えください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

今後、公立認定こども園の整備に当たり、認定こども園の施設整備及び円滑な運営に向けて具体的に調査、審議を進めるため、五條市認定こども園整備推進実施委員会の設置条例案を本定例会に上程をしているところでございます。

四月以降、五條市認定こども園整備推進実施委員会の中で、施設規模の設定等について具体的な協議を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） この認定こども園、阪合部保育所やほかの幼稚園・保育所にいたしましても、老朽化、もう三十年以上経っている建物が多

いということの中で、この認定こども園を整備することによって安心安全に、阪合部小学校はバリアフリーでございまして、幼児用プールもございまして。その中で第一候補に阪合部小学校が挙がるというのは、建物も新しい、運動場も広い、整備が行き届いているということで大変理解するところでございますけれども、この認定こども園を進める中で、この阪合部小学校を認定こども園とする第一候補として進めていく中で、やはり学校適正化が大前提となっておりますので、それを踏まえて慎重に子供たち・保護者・地域が連携していける環境を目指してください。よろしくお願いしておきます。

続いて三番の土砂搬入業者への対応について質問させていただきます。

(一)の現状についてです。

二月の新聞報道によりまして、土砂搬入業者が逮捕されたとありました。十二月議会やそれまでの議会で取り上げてきましたが、今の五條市の現状についてお答えください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の施行以降、黒駒町及び表野町において土砂等の搬入が確認されました。

まず黒駒町におきまして、昨年十二月から本年一月に掛けて奈良県廃棄物対策課と合同で現地において事業者から聞き取りをした結果、土砂の持ち込みではなく産業廃棄物の不法投棄であるということが確認されました。その後、警察の捜査により、二月六日に新聞報道されておりますとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で行為者である寺田一也容疑者及び関係者合わせて四名が逮捕されております。

また、表野町におきましては、昨年の一月から三月に掛けて無許可で条例の基準を超えた土砂の搬入があり、口頭及び文書による指導を行いました。従わなかったため七月十八日に撤去措置命令を送達し、九月二十日の撤去期限を過ぎても撤去しなかったため十月二十五日付けで五條警察署に告発をいたしました。その後、警察の捜査により新聞報道されておりますとおり、本年二月二十六日に五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例違反により再逮捕されております。

この条例違反は、五條市において初めての事例であります。今後につきましては、警察の捜査に委ねているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）業者が逮捕されたということで、この地域は農業を営む方々がおられ、農業は水や緑が大変大事な地域でございます。地域が安心安全に農業、生活できるようにこれからも行政とそして地域との連携をよろしくお願いしております。

この事案に関しては、大変行政の方で努力していただき、見回り等、そして自治会との連携が成し得た結果ではないかなと思っております。また、この結果を踏まえてですけども、表野地域によって条例違反の土砂がまだ撤去されていないということですので、やはりこれもまだ課題が終わったわけではございませんので、これからも更に厳しい対応をよろしくお願いしております。

また、これが五條市におけるある程度の抑止力にもなったのではないかな、この地域におきましては、野原にしても表野地域、これはまあ言ったらプレディアと密接地域でございますので、これから五條市に消防学校等の誘致という形、また自衛隊誘致という形の中で、その近隣地域にこういうような不法投棄等の問題があれば、そういうふうな部分でも大変懸念される部分でございます。表野地域におきましては、なかなか皆さん分らないと思いますけれども、ちょうどプレディアの真下なんです。これももし土砂が搬入されることによって、この不法投棄の撤去、このままなくならなかった場合はまたそれも五條市がみなければならぬような形になりかねませんので、これからも厳しい対応、よろしくお願いしております。

部長には、ありがとうございます。

続きまして、四番のシダーアリーナについて質問させていただきます。

（一）の防災倉庫について質問させていただきます。

防災力強化棟の計画はどのように進んでいるのかお答えください。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

防災力強化棟建設工事は、昨年十一月に入札を予定していましたが、十月二十二日の台風により建設予定地が浸水したため、入札を中止いたしました。

現在、浸水対策等の設計変更を行っています。工事の予定としましては、平成三十年度に着手し、平成三十一年度中の完成を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）入札が終わって、中止してまた新たに入札、平成三十一年度の完成を目指しているということですから、防災力強化棟の予算はどのようになっていますか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

まず最初に、十一月に入札を予定しておりまして、開札には至っておりません。入札の手前で止めた状態でございます。

それでは予算についてですが、防災力強化棟の建設工事の予算は平成二十九年度当初予算で一億円と平成二十九年度三月補正案で一千七百万円、平成三十年度当初予算案債務負担行為で一億六千八百万円と合わせまして、二億八千五百万円で実施したいと考えております。

財源としては、国庫補助金二分の一と過疎対策事業債二分の一を予定いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）倉庫ですけれども、私から言ったら倉庫なんですけれども、防災力強化棟、大変二億八千万円ほど予算をみているということなんですけれども、大変高額な建物が建つんやなと思っております。

また、この上野公園におきまして防災力強化棟も浸水によってこれの計画を見直し、また二億八千五百万円も掛けて新たな防災倉庫棟を建てるということなんですけれども、上野公園全体の浸水は過去五回あるということです。また上野公園や阪合部のミニグラウンド、その他の地域が被害を五回も六回も受けているということですから、五條市も国や県にこのような状況踏まえて上野公園全体が浸水しないような対策等も今後考えていかなければならないのかと思っております。このようなことを国や県に対して要望活動などを行い、そして築堤工事ということもありますけれども、その築堤工事でも早急に取り組んでいただき、そして上野公園全体を守るような形で進んでいってもらえれば、このような高額なもの、もともととらないのかなというふうに認識をしておる次第でございます。その辺も踏まえて、今後、行政も国等の要望も踏まえて検討していただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

昨日も答弁させていただきましたように、築堤工事の要望を国の方にしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）上野公園には水を飲むところが二箇所ほどあるのですね、それが吉野川、紀の川の方に流れたときにバックしてきて飲まないで、あの辺が浸水することなんですけれども、その辺も踏まえて築堤工事に掛かる中で、その辺も検討しながら今後進めていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上をもちまして、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

次に、十一番藤富美恵子議員の質問を許します。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり一般質問をさせていただきます。

一番、五條市学校適正化基本計画（案）についてお尋ねいたします。

資料をお配りできなかったもので、少し分かりにくいかもしれませんが、まず最初に、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（要旨）」には、基本的な考え方と手引の位置付け、基本的な考え方として、一つ目「学校規模適正化の検討は、児童・生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。」と、書かれております。

今回の教育委員会の五條市学校適正化基本計画（案）は教育条件のどういうところをより良くするために行うのか、お尋ねします。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

子供たちに未来を切り開いていく力を身に付けるための教育環境を考えたとき、学校は単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い協力し合い切磋琢磨することを通じて思考力や表現力・判断力・問題解決能力などを育み社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十分に行うためには一定の規模の児童・生徒集団が確保されていることや、経験年数・専門性・男女比率についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましく、一定の学校規模を確保す

ることが重要と考えております。

具体的な教育条件ということですので、一つ目としては学校規模の適正化、二つ目といたしましてはクラス替え可能な学級数の確保、三つ目としては小・中一貫教育を考える、四つ目としては学校カウンセラーを全中学校に配置する等々がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）また、二つ目には、「学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを生かした学校づくりを行うか、休校した学校の再開を検討するなど、活力ある学校づくりをどのように推進するかは、地域の実情（学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等）に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断」と書かれております。

今回、五條市は統合を選択しましたが、統合をせずに「小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続」を選択することもできたわけです。

過日、「五條市学校適正化基本計画（案）」の説明会に行かせていただきました。いろんな意見・要望、いっぱいありました。保護者の皆さんの声を直接聞かせていただき、今回のこの案ですが、「地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく」とは言えないのではないかとと思うのですが、いかがですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富美恵子議員の御質問にお答えを申し上げます。

文部科学省は学校統合を選択しない主な場合として、一、離島や山間部・豪雪地帯等、二、児童・生徒数の減少が安定的に通学可能な範囲で更なる統合を進めることが難しい場合、三つ目として同一市町村内に一つずつしか小・中学校がなく適正化を進めることが不可能な場合等と挙げております。しかし五條市では教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨に鑑み学校適正化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）三つ目として、「コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、

地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。」とあります。

五條市の地域の実情を分析したとき、小規模校の存続を選択するという考えはなかったのですか、お尋ねします。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど答弁したように、文部科学省が示しております学校統合を選択しない場合には、本市の場合、当てはまらないと考えております。以上ですので、学校適正化事業を進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 私は学校の適正化・統廃合に反対しているわけではありません。統廃合の内容について、配慮が足りないのではないかと思っています。

小・中学校の統廃合問題については、少子化に伴った学校の小規模化が進む中で、避けては通れない問題であり、統廃合はやらなければならないと思います。しかし、学校がなくなる地域は過疎化に拍車がかかることが懸念され、地域の活性化とも関係してくるので、そこが難しいところかなと思っています。

そして、「適正化」と言っておられますけれども、何が適正なのかは、意見の分かれるところであります。

五條市の適正化については、養田議員、福塚議員も質問されていますので、重複するかも知れませんが、お答えいただきたいと思います。先ほども申しましたが、先月、二月十五、十六、十八日に中央公民館で説明会が行われ、私も十六、十八日の二日間行かせていただきました。

まず、パブリックコメントについてお尋ねします。

パブリックコメントは、二十九日間にわたり募集されておりましたが、何名の方が意見を寄せられましたか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市教育委員会パブリックコメント手続実施要綱に基づき、基本計画（案）を公表した一月二十六日から二月二十三日までの約一箇月間

実施をいたしました。

公表の方法としましては、市のホームページに掲載、閲覧場所として教育委員会、本庁、各支所、中央公民館、各公立小学校、各幼稚園・保育所・保育園の合計二十九箇所を設置いたしました。

周知の方法につきましては、広報五條・市ホームページに掲載、幼稚園、保育所、保育園、公立小・中学校の保護者宛てに文書を配布いたしました。また自治会での案内文書を回覧していただいたところです。

提出方法は、郵送・ファックス・電子メール・持参とし、意見書提出数は五十七名で、現在集約作業を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 過日、説明会で「パブリックコメントでいただいた意見については、教育委員会できちんと回答する。そして、再度検討し、最終の計画案に反映させていく。」と言われておりました。

パブリックコメントの回答は、いつから公開しますか。

そしてまた、最終の計画案に反映させていくことですが、これは間違いありませんか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

今月中に公表させていただく予定をしております。

公表は市のホームページと基本計画（案）の閲覧場所でありました子ども未来課、児童福祉課、各支所、中央公民館、市内各公立小・中学校、各幼稚園、各保育所・保育園の合計二十九箇所において閲覧場所を開設し、実施をしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、いただきました御意見は、集約・検討をただいましておるところでございますが、参考にさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 参考にさせていただきたい。説明会でもいろいろ皆さん言っておられました。「検討するだけではなくて、これは反映

していただけるのですか。」と、そのときに「反映します。」と確かに言われておりましたので、これはやっぱり説明会で言われたとおりに反映させていただきたいと思います。

せっかくいただいたパブリックコメントですので、反映させなければパブリックコメントをいただいた意味がございません。

パブリックコメントをいただきました。市の考え方を回答しました。これだけでは意味がないと思いますので、やっぱり反映させていただきたいと思います。

検討をもう既にされていると思うのですけれども、その中でパブリックコメントの募集も終わり予定していた三回の説明会も終わって、現時点でもし反映させようと思っておられる点がありましたらお聞かせください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

いただきました御意見の中で多かったのは、期間が短すぎるのではないかというのが一番多くございました。その点につきましては、再度検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 次に、各地域への説明会についてであります。これも説明会で保護者の方が「素案の説明よりも、今回の計画（案）を説明してほしい。」と言っておられました。

確かに、たたき台の素案よりも、今回の計画（案）は、たたき台を修正して作った案ですので、素案よりもこれは重要です。これまで、たたき台である素案の説明会を各地域に出向き三十回も開いているにもかかわらず、今回の計画（案）に対しては、これまでにわずか三回しか説明会がなく、しかも中央公民館のみでの説明会でした。学校の統廃合は子供を持つ保護者のみならず、各地域にとっても、地域から学校がなくると過疎化に更に拍車を掛けることになるという意味においては、保護者だけの問題ではありません。

そして、以前のたたき台の素案と今回の（案）は全く変わった内容になった地域もあるわけですから、計画（案）を一方的に押し付けるのではなく、これはやはり来てほしいと要望があるところだけにだけ出向くのではなく、要望がなくても素案の説明会に行ったところへは、今回も全て出向いて、地域の皆さんに丁寧な説明をして理解を得る必要があると思いますが、教育長、いかがですか。

○議長（平岡清司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどからパブリックコメント等のことにつきまして御意見をいただきましたけれども、確かに意見、パブリックコメントは、特に準備の期間というのとはもつといるのではないかというような御指摘とかがあったところであります。またそのためには、説明も必要だという御指摘もいただきました。

今のところ、御要望のありましたところを最初に実施をして、そしてそれに合わせて今度から進んでいきます早い時期の部分のところから検討していくという段階で今おります。少なくとも御要望のありましたところではできるだけ早くまず説明会を実施をしてまいりたい、こういうように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）そして、市長、これも説明会に来ておられた保護者の方が言っておられました。「これほど住みにくい市はない。」「定住するんじゃない、この先どんどん減っていくと、周りの方も言っている。」「子供が小学校に上がるくらいになれば、橋本市に住むわ。」「と、言っておられました。

市長は、もずの里で「住んで良かった」、また施政方針で「住んで良かった元気な五條市」という言葉を頻繁に使っておられますが、では一体、いつになれば「住んで良かった」、「住んで良かった元気な五條市」に、なるのでしょうか。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げます。

大変極論の話でございますけれども、当然「住んで良かったまちづくり」それを念頭に置いて進めていく、いつできるかということは大変定かでない。いつもそういう気持ちを持って進めているというのが現状であろうかなというふうに。いろんな意見は当然あるかなと、でも「五條も素晴らしいな。」「言ってくれる方もおりますし、今言ったように「住みにくい。」「というように、どこと対照か、特に橋本市というような位置付けのこともよく言われることもあります。いろいろと総合的に私たちは判断をしながら、全てが完璧にできるといったことはない、一つひとつ着実に進めていく、そして最終的には住みやすい、またみんな住んで良かったと思えるようなまちづくりをしていきたい、そ

ういうふうを考えているところであります。ただし、そう簡単に皆さん全てがそういう思いを持つてくれるのは大変厳しい状況であるかもわかりませんけれども、それに向けてやるというのが行政であろうかなというふうに思いますので、議員の皆さんも是非とも協力をしていただきたい。そういうふうに通うところでもあります。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）それに向けてやるという言葉をいただきましたが、例えば前回も質問させていただきましたけれども、南奈良総合医療センター、病院からの帰りのバスがやっと一便増便することになりましたけれども、土・日の病院行きのバスも走っていない現状を見たとき、やはり五條市は住んで良かったとはとても言えませんので、いい五條市に向かって、住んで良かった五條市に向かって、それに向かってやっていただくということでございますので、土・日の病院行きのバスも走らせていただきたいと思います。

次に、健康寿命を延ばす取組についてお尋ねします。

五條市の高齢化率は三四・七パーセントでございます。高齢者の方々が元気で毎日を暮らせるということは申すまでもなく、とっても大切なことでございます。

今、各地区の公民館等で「いきいき百歳体操」が行われています。私も数箇所見学させていただきました。皆さん一生懸命体操をされておりましたが、この「いきいき百歳体操」も含め、健康寿命を延ばす取組として、どのようなものがありますか。お尋ねします。

○議長（平岡清司）竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

健康寿命を延ばすためには、健康的な生活習慣と要介護状態にならないことが大切です。

そのため、本市すこやか市民部におきましては、「活動的に生き、元気で、やる気を持つて自分の健康を守る」、このことを目的に、運動習慣を身に付けてもらうため「からだすつきり道場」という健康教室を開催しております。

この教室は、毎年五月末から九月末までの毎週金曜日の午後、カルム体育館におきまして、今年度十九回開催させていただきました。年々利用者は増加しており、延べ七百四名の利用者がございました。

また、今年で十六年目となる「歩きませんか」というウォーキング教室を年六回開催しております、この事業の利用者も年々増加してお

ります。今年度で延べ百六十八名の参加がございました。いずれも運動普及推進員協議会が中心となって行っていたいております。

これらのことは、健康づくりや介護予防のために運動が効果的であると考える市民が増えていることであるため、今まで以上に介護福祉課・地域包括支援センターとも連携を図りながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

あんしん福祉部では、現在、概ね六十五歳以上の高齢者を対象に介護予防事業として、住民が主体となって運営する「いきいき百歳体操」に取り組んでおります。

週一回程度体操をすることにより、筋力の維持・向上を図り、要介護状態に陥ることを防ぐだけでなく、地域で高齢者を支え合う〃通いの場づくり〃を目指しております。

現在、実施箇所は市内十五箇所で、二百五十七名の方が参加してくださっています。

その他、六十五歳以上の高齢者を対象に、交流・運動等を通して脳の活性化を図ることで認知症予防を目的とした「頭の体操教室」を五條市立老人憩の家で開催し、三十一名の方が参加してくださっています。

また、運動機能の低下予防を目的とした「ころばぬ先の運動教室」を五條市ふれあい交流センターで、「運動力あつぷ俱樂部」を五條市立老人憩の家で開催し、合わせて三十九名の方が参加しています。

今後も、高齢者が元気に地域で暮らし続けるために、それぞれの地域で自主的な介護予防活動が展開され、多くの参加が得られるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）今現在、概ね一週間に一日ですけれども、将来的には一週間に二日とか三日とか、日数を増やしていただくと検討もしていただきたいと思います。

そして、市長、実は、私が考えておりますのは、各地区に気軽に集えるサロンのような場所をつくり、そこでは体操だけでなく、おしゃべりを

楽しむ人、脳トレや歌を歌う人、またみんなと一緒にお茶を楽しむ、食事と一緒に楽しめる、そこに行けば話し相手がいる、そして、歩いて行ける。そのようなサロンの場所が、これからの更なる高齢化社会に必要なと思うのですが、高齢者対策について、また今後の在り方について、市長は、どのように考えておられますか。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の質問にお答え申し上げます。

いろんな考え方があろうかと思います。今後、高齢化社会が、どんどん高齢化率が高くなっていくという状況の中では、本当に各地区というよりも、今いろんな集会所でもそういう熱心に行っているところは実際あるのも事実であります。

今いろんな施設を使っている、市内の公共施設の中でやっているのも事実であらうかなと。当然そういうことになる、歩いて行ける場所に近いというのが一番の理想であらうかなと。バスで送迎する憩の家もあり、ああいうところも皆さん活用していろいろと使っていることも当然あります。公民館を使っている公民館活動を踏まえてのいろんな活動している部分もありますし、いろいろやっておりますが、今後においてはいろんな各地区のリーダーシップという、誰かが取っていかなくてはならない。そういう面では大きな視野で考えることはできません、まず小規模になるとやはりその地域のリーダーがいかに、その地域でリーダーシップを取ってそういう行動を起こしてもらうというのが大変大事であらうかなと。行政がするというよりも地域の皆さんがより幅広くそういう考え方を取ってやってもらう。そこに五條市としてバックアップしていく、そういう一つの形成ができれば大変有り難いかなというふうに思います。

今藤富議員が言ったとおり、今後においては当然そういうことは必要であらうかなと。行政と地域の皆さんとの連携をより密にしながら今地域コミュニティというのは大変大事であらうし、健康においては体操という位置付けもありますけれども、よくしゃべる、よく笑うことは、運動よりもそれでも大変健康寿命を伸ばすということも言われております。総合的にいろんな形の中でやはり人との出会い、人とのしゃべり、大きくそういうことも踏まえて、今後各地区においてもそういう盛り上がりを持つような、行政としても取組を協力的に進めてまいりたい、そういうふうに考えているところであります。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 今市長が言われたようにリーダーシップ、これらを実現しようと思えば、そしてまた継続していこうと思えば、場所と

それから担い手が必要となってます。場所は公民館・集会所、あるいは空き家等たくさんございますので、それを利用すればよいと思うのですが、担い手がないことには成り立ちません。

そして、「いきいき百歳体操」や「脳トレ」など、全てに言えることですが、市はその担い手の確保について、どのように考えておられますか。お尋ねします。

○議長（平岡清司） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

各種介護予防事業のサポーター、担い手の養成につきましては、今年度「G o j o元氣サポーター」の養成講座を、地域包括支援センター・保健福祉センター・五條市社会福祉協議会が協働で開催させていただきました。この養成講座は全六回実施し、三十六名のサポーター（担い手）の方に登録をしていただきました。

今後も、地域において自主的な活動が効果的に実施され、住民主体の通いの場が拡大していくよう、サポーターの養成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） サポーターの養成講座等開いていただきました。多くの担い手を育てていただきたいと思います。

本年から国民健康保険税の値上げが予定されています。公民館や集会所、また空き家等たくさんあるわけですから、それらを活用して、なるべく病院に行かずに済むように、健康で元気に毎日を楽しく暮らしていくための場所づくりを市が率先してやっていただきたい。そして、またバックアップをしていただきたいと、市長、思いますので。

そして、今後ますます高齢者の方々が増えてまいります。市として高齢者の方々が、「安心して暮らせるまち」に、また「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちづくり」に、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（平岡清司） 以上で十一番藤富美恵子議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、七番岩本 孝議員の質問を許します。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝質問席へ〕

○七番（岩本 孝）議長より発言の許可をいただきましたので、七番岩本 孝の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、地域公共交通についてでございます。

五條市内においては平成二十三年度よりコミュニティバスが運行され、今ではデマンド型乗合タクシー等地域の実情に応じた形態で運行されております。バス等の地域公共交通は、高齢者など交通弱者にとって重要な移動手段であり、更なる高齢化社会に対応するために必要不可欠なものであります。

地域公共交通の平成三十年度予算案では多額の予算が計上されており、この予算を有効に活用し、市民の住み続けるための足の確保をしなければならぬと考え一般質問をさせていただきます。

まず初めに、西吉野地域における地域公共交通の現状について伺います。

○議長（平岡清司）森川西吉野支所長。

○西吉野支所長（森川義彦）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

西吉野町内では、コミュニティバスが二路線、デマンド型乗合タクシーが二路線運行しております。

コミュニティバスは、西吉野町勢井と屋那瀬間を結ぶ勢井・屋那瀬線が月曜日から土曜日の間で一日二往復、西吉野町桧川迫と屋那瀬間を結ぶ桧川迫・屋那瀬線が月・水・金の週三日、一往復を運行しております。

また、デマンド型乗合タクシーは、城戸から唐戸・百谷を経由してイオン五條店間を結ぶ城戸・谷の宮経由五條線が三往復、樫辻町から西吉野町和田・奥谷を経由してイオン五條店間を結ぶ樫辻・奥谷経由五條線が三往復、それぞれ平日に運行しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） ただいま西吉野地域における現状をお聞かせいただきました。しかし西吉野町では多くの家が山腹に散在し、県道や川沿いだけを走るコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーでは移動手段を確保することができません。また、長年地域の足として御活躍してこられた西吉野タクシーが昨年十二月をもって廃業されました。今西吉野支所では住民の声を直接お聞きになっておると思いますが、このような西吉野地域の現状をどのように捉えているか、御答弁願います。

○議長（平岡清司）森川西吉野支所長。

○西吉野支所長（森川義彦） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり西吉野町内で営業をしておりました民間タクシー業者は、昨年十二月末をもって廃業いたしました。

西吉野町の家屋は山腹に点在している家屋が多く、コミュニティバスなどを利用する際も、自宅から停留所までの間をこの民間タクシーを利用されていた住民の方もおられ、タクシーのなくなった現在、移動手段の確保に支障を来しておる状態です。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 今、支所長が答弁されましたように、西吉野地域でも大変高齢化が進んでおります。西吉野支所としましては、住民の住み続ける足の確保として、どのような取組を考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（平岡清司）森川西吉野支所長。

○西吉野支所長（森川義彦） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

西吉野地区の皆様方の中には、自宅までの送迎を必要とする高齢者等の方々がおられ、民間タクシーも移動手段として利用されておりました。

地域の現状や住民の皆様の声を直接伺うことのできる西吉野支所として、現状、声をしっかりと受け止め、担当課と連携を密にしていきたい。

いと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今西吉野支所としてのお考えはお聞かせいただきました。支所長の答弁にもあったように、長年地域に貢献されてきた西吉野タクシーさんが昨年末をもって廃業された、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーだけではカバーできない地域が西吉野にはたくさんございます。こうした中、協力してもらえ人を募ってNPO法人を立ち上げ、地域の足は地域で守ることも考えております。

このような状況にある中、市担当課としてどのような施策を考えているか、市長公室長にお伺いしたいと思います。

○議長（平岡清司）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

西吉野地域においてタクシー事業者が廃業し、地域住民の移動に不便が生じていることは認識しております。

地域での持続的な交通網の確保に向けては、現在運行しているコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの検証、NPO等による公共交通空白地有償運送の検討について、総合的に考えていく必要があります。

今後、地域公共交通ワーキング会議等で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）御存じのように西吉野地域では、一人暮らしや高齢者が多く、先ほど申しましたように家屋も山腹に点在しております。川沿いや県道だけを走るコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーだけではカバーしきれない地域がたくさんございます。そこで公共交通空白地有償運送について、公共交通ワーキング会議で検討していただくことを御答弁いただきましたが、昨日の他の議員の質問で、そのワーキング会議のメンバーを言っていたいただきました。大阪大学の助教と国土交通省の、それから県の方、その中に地域の実情に詳しい地元の人を入れていただくことは考えておられますか。

○議長（平岡清司）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

昨日申し上げましたワーキング会議には、地域の住民の方には入っていただいております。ただし、その上に五條市地域公共交通会議というのがございまして、そちらにおきまして、まず地域の代表の方、市連合会の代表の方、それから西吉野地区連合会の代表の方、大塔町地区代表の方一名、市民の方といたしまして合計三名の方が入っていただいて、そのような御意見を頂戴していつておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）地域の代表の方も入っていただいて、その地域の実情に合った意見を吸収して、より良い地域公共交通にしてほしいと念願しております。

最後に、市長に、このことに関して見解をお伺いします。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）七番岩本議員の御質問にお答えを申し上げます。

西吉野支所長、そして市長公室長の方からも説明がありました。内容としては同じでございます、当然西吉野地域だけではありません。五條市全体の状況把握しながら進めていかなくてはならない。特に西吉野地域という意識はございませんけれども、ただタクシー業者がなくなっただということは大変地域の皆さんにとっては苦慮している状況であろうかなというふうに思います。ただ全体的な一つの流れとして、西吉野という位置付けではなくて、これから毎年見直しをしております。全体的な状況把握しながら特に山腹地域に対しての、中山間地域、またいろんな状況踏まえての検討をしなくてはならないというふうに考えています。その中において、いろんなワーキング会議があつて、いろんな形の中ではしておりますけれども、全体的な流れとその地域の実情を聴くというのも当然大事であろうかなと思いますけれども、その中においての実際今、五條市新年度予算においても一億三千万円近いお金をこの公共交通、これは全ての分を足してでありますけれども、相当な金額を投資しております。これでも十分満足がいかれていないというのが現状であろうかなと、いかに有効に使うか、そして皆さんの利便性を良くしながら有効な活用するために再度検討を積み重ね、今後検討してまいりたい、そういうふうに考えております。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ありがとうございます。

私が西吉野出身ということで西吉野の地域公共交通についてだけ質問をしたわけではございません。平成三十三年になりますと新庁舎が完成します。新しい市役所へ行くバスルート、それから南奈良総合医療センター、シダーアリーナへ行くのも同様でございます。いろいろ知恵を絞っていただいて、市民の皆様が便利になったと喜んでもらえるような地域公共交通にしてほしいと思います。

市役所にはたくさんのお優秀な人材がおられます。どうか皆さんで知恵を絞っていただいて、市民の皆様が大変良かったなあと喜ぶような地域公共交通にしていだくようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、西吉野支所の避難所関連についてでございます。

まず初めに、西吉野支所は災害時の緊急避難場所指定されていると思いますが、庁舎の現状についてお尋ねします。

○議長（平岡清司）森川西吉野支所長。

○西吉野支所長（森川義彦）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

西吉野支所は地域防災計画により緊急避難場所に指定されております。昭和五十三年に建設され、旧耐震基準の建物となっております。庁舎玄関前にはスロープが設置されており、一階部分についてはバリアフリー化が図られていますが、エレベーターが設置されておらず、二階以上についての昇降は階段のみとなっております。

また、御高齢の方や障害者の方々が利用しやすい、車いす対応のトイレは一階に設置されております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今支所長から御答弁いただきました一階はバリアフリー、このような庁舎の状況では避難場所として必要な機能が整っていないと言えないと思いますが、危機管理監に市のお考えをお願いします。

○議長（平岡清司）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

施設の現状につきましては、先ほど西吉野支所長が答弁させていただいたとおりでございます。

避難場所としての機能についての御質問でございますが、同支所におきましては、災害時に備えまして自家発電装置の設置や飲料水の備蓄もしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 昨年の十月二十一日ですか、大変な雨が降って西吉野支所へも避難したと思います。そのとき西吉野支所前の宗川が氾濫して前の道路が冠水したと、横の旧公門商店さん、それから南都銀行の城戸代理店のＡＴＭの機械もつかつたと、このようなことから西吉野支所が避難場所としてふさわしいかどうか、またあの近くの城戸周辺の人からは避難場所に対する不安視する声もよく耳にします。そのような中で、その対応について伺いたいと思います。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

台風などにおきましては、早期の避難が大切であります。指定緊急避難場所といたしましては、今後の検討が必要であります。早急な対応策といたしましては、他の場所にあります宗松公民館や西吉野コミュニティセンター、さらには、きずみ館の活用も含め早期の避難ができるよう対応を考えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 最近の雨ですが、ゲリラ豪雨といって集中的にたくさん降ります。そのようなとき高齢者や障害を持った方が避難できる場所の確保についてよろしくお願い申し上げまして私の質問を終わりたいと思いますが、長年勤務されてきた危機管理監、すこやか市民部長、泉谷大塔支所長におかれましては大変長い間、三十年以上にも及ぶ勤務御苦勞様でございました。私も職員のＯＢの一人として、この最後の三月議会というのは感慨深いものでございました。どうか市のために尽くすなり、また新しい第二の人生を歩むなり、頑張っしてほしいと思います。まして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司） 以上で七番岩本 孝議員の質問を終わります。

十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄） それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初、台風二十一号災害の救援・復旧の取組と災害防止の取組についてでございますけれども、台風二十一号によりまして、被害を受けられました皆さん方に心からのお見舞いを申し上げまして、質問に進みたいと思います。

まず、（一）災害見舞金の支給でございますけれども、住宅被害の状況は十二月議会で答弁ありましたように、全壊が一件、一部損壊九件、床上浸水四件、床下浸水十一件となっておりますけれども、この方々に対する五條市の見舞金は、五條市条例の要綱に明記されております。その内容を申し上げますと、住家全壊等には五万円、住家半壊には二万五千元、床上浸水には二万五千元とこうなっておりますけれども、該当する被害者の皆さん方に、この要綱に基づく見舞金を全て支給されているのかどうか答弁を求めます。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の災害見舞金交付要綱に基づきまして、先ほど議員がお述べのとおりの見舞金に関しまして、支給を終了しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 次にいきます。

農林被害は昨年十二月の答弁では、百四十四件ということになっておりますけれども、御存じのように被害者の皆さん方の要望や関係者、また市・県の皆さん方の奮闘で激甚災害に指定されました。したがって、国の補助金が大変多くなりますので、市の財政負担もそれだけ軽くなります。したがって、農林被害百四十四件全てが何らかの災害復旧工事の対象として、全て復旧工事が終わることを十二月議会で強調させていただきましたが、この点についてはどのような取組をされておりますか。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

台風二十一号による農林被害百四十四件のうち、激甚災害に指定され採択補助を受けた件数は三十三件でございます。

残りの被災箇所につきましては、規模小等の理由により、市単独土地改良事業補助金及び原材料支給にて対応を検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ひとつ、原材料の支給ということもありますけれども、この材料支給だけでは地元の皆さん方でできない災害状況もありますので、その辺の目配りもしていただきまして、全て終えるように奮闘していただきたいと思います。

道路河川被害につきましては、昨年の十二月議会の答弁では、道路百五十箇所、河川二十三箇所、橋りょう一箇所、下水道一箇所ということになっておりますけれども、この公共土木関係におきましても、被害者の皆さん方の強い要望や市・県その他関係者の奮闘で、地域限定で激甚災害指定になったということでもあります。その中には、五條市も含まれているということでございますので、この点についても国の補助率が上がりますので、全ての災害を激甚災害の制度を始め県・市の援助で、復旧工事を終わるように頑張ってください。この点を十二月議会でも強調しましたけれども、この点についてはどういう取組になっておりますか。

○議長（平岡清司） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

台風二十一号による被害箇所数ですが、十二月の今議員お述べのとおり百七十五箇所という件数、多数ありました。その中で、既に処置済み、対応済みのできたもの以外につきましてはの件数といたしまして、道路災害が四十箇所、河川災害が三十七箇所、下水災害が一箇所、公園災害が一箇所の計七十九箇所となっております。

復旧につきましては、国庫補助金や一般単独災害復旧事業債など、有利な財源を活用し進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、答弁にありましたように、全ての災害の復旧工事が終われるように取り組んでいただきたいというふうに思います。次、上流ダムの緊急放流防止に関する調査についてでございます。

この間の台風二十一号によりまして、もうそれぞれの市会議員の皆さん方の質問に答えられておりますように、大変な被害がありました。上野公園の近くで住んでおられる方や、本町の床上浸水に遭われた方々の意見としては、もう一メートル吉野川の水かさが上がっていったら、これは大変な被害になっておつたと、シダーアリーナもあと一メートル以上、吉野川の水かさが上がっていったら、シダーアリーナの入り口から水が浸水した可能性もありますわね。そういう状況でしたから、今後、こういうことのないようにしなければなりませんけれども、その

ためには何としても世界中の国々が取り組んでおります地球温暖化防止に強力な取組を求められるわけでありませうけれども、しかしトランプ大統領のパリ協定の離脱、また安倍政権の石炭を燃料とした火力発電所の増設等々の姿勢を見れば、なかなかここ数年ぐらいには、地球温暖化が解決できないという見方もおかenneければなりませんので、それ以外の対策として、やはり目配りを広げて、対策を講じなければならぬと思います。

まずその一つは、この上流ダムの放流をやはり猿谷ダムとか、下北山村の池原ダム等々で行っているような、ダムの構造を変えなくても構造の範囲内での緊急放流防止対策を大迫ダム・大滝ダム・津風呂ダム、その他一の木・黒淵ダムというところにも調査をして、緊急放流防止対策ができていないんやったら、求めていくべきだというふうに思うのですけれどもね。

昨年の台風二十一号の上流ダムの放流を、昨年十二月議会で担当課から答弁ありましたことをもう一度明らかにしますと、大迫ダムでは十月の二十一日の放流量が八〇〇トン、ところが一日置いた二十二日の放流量が一、六〇〇トンと二倍になっているわけですね。大滝ダムはどうかと言いますと、十月二十一日の放流がわずか九六トンであったのですね。ところが明るる日は一、二〇〇トンになっているわけですね。これはもう一、二〇〇トン、約束どおりのトン数ですから、守っていることは守っていると言えますけれども。津風呂ダムはどうかと言いますと、十月二十一日は一〇〇トンであったのが、明るる日はもう一、二一五トン、十倍。一の木ダムは、〇・〇七五トンであったのが、明るる日が三七トン。黒淵ダムは一〇〇トンであったのが、明るる日は九九三トンと、こういう一日経っただけでも、倍ないし数十倍という放流をしておるわけですね。

御存じのように、下流の被害は一秒、二秒たりとも、水につかたら大変な被害に遭いますから、この上流の放流の状況も調べて、緊急放流防止対策が取れていないのでしたら、取るように要望していかなければならないと思うのです。そのためには、市長部局としても調査団を作って調査をし、市会議員の皆さん方の力を借りて、調査団を結成して上流ダムの管理者に申し入れて、とにかく調査をして緊急放流防止対策が取れないかどうかということを調査すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

本市では、昭和五十七年の大迫ダムの緊急放流事故を教訓に、日頃から上流域のダムを管理する農林水産省や国土交通省の関係機関に対しまして、緊急放流の防止を要請いたしております。

今回の台風二十一号の大雨では、本市では観測史上最大の豪雨を記録いたしました。地域を分析いたしますと、丹生川の水位上昇と治水機能を持たない黒淵ダムや古田川上流に位置します一の木ダムの放流量の増加から、丹生川流域で多量の雨が降ったことを確認しております。この雨量分が吉野川に流れ込んだと考えております。

そのため、国土交通省を始めとする関係機関と出水の傾向分析等、情報交換を十分に行い、吉野川下流域に影響を及ぼさないよう緊急放流の防止の要請に関しまして、継続して要請をしまいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この点につきましては、この間私も猿谷ダムの緊急放流防止対策の資料を見せてもらいました。しかし津風呂ダム等々が行っているという緊急放流防止対策とは大分違うわけですね。猿谷ダムの緊急放流防止対策は、早くから気象状況・雨量状況をつかんで、そして大きな雨が長期に続いて降るといふ気象情報の場合は、いわゆる利水ダムですから、下流に対して放流しなければならないその限度ぎりぎりまでダムの水位を下げて、そして大雨が降っても緊急に放流しなくてもいい放流防止対策を取っていますけれども、津風呂・大迫というのは、明確に猿谷ダムの取っているような対策とは違うように思いますからね、だから今回はまず調査をする必要があるのではないのですかという質問をさせてもらったわけですね。だから姿勢としては緊急放流防止対策を取るよう要望していくことですからね、そのためにも一度正確に下流の五條市として、これだけ広い災害に遭っているわけですから、まず正確な調査をするように強く求めておきたいと思います。次にいきます。

吉野川河川の堤防工事の効果的な推進、この点につきましては、この議会で他の議員さんからも、大勢の方々から質問が出ておりますので、重ならないように質問しますけれども、やはりこの間の台風二十一号におきましては、吉野川沿いにある今五條市がつくった駐車場を兼用して使っている築堤よりも、台風二十一号のときは吉野川の増水は越えているわけです。もうつかっているわけですからね。だからやっぱり、これから国へ要望する場合もその点よく解決できるような堤防の建設、そしてやっぱりこの間皆さん方も気付かれておりますように、シダーアリーナを始めとする上野公園のいろんな行事が一時になった場合はかなりの車の駐車場が要りますから、上野公園、吉野川沿いに建設される堤防の建設においては効果の上がる堤防と同時に、その上には駐車もできるような堤防に要求していくべきだと考えますけれども、その点どうですか。

○議長（平岡清司） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 十二番大谷議員の御質問にお答えします。

国土交通省の吉野川築堤事業につきましては、要望活動及び協議を行い、平成二十四年十二月に公表の紀の川水系河川整備計画に野原西・二見・上野の築堤計画が盛り込まれています。

今後も築堤事業につきましては、駐車場の要望も含めましてできるだけ早期に着手いただけるよう、予算の確保も要望していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ひとつ頑張ってくださいますように。

それでは大きな二番、少子化対策を優先した学校づくりと小・中学校統廃合計画の見直しについて質問します。

（一）奈良県が計画している来年八月からの就学前児童（障害者・ひとり親世帯も含む）の医療費の現物支給と合わせて、五條市もこの就学前の児童全対象とした病院窓口での医療費の無料化、いわゆる専門用語では現物給付と言われておりますけれども、これを実施すべきかどうかというふうに求めますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司） 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

三十一年度中に実施が予定されております「現物給付方式」の対象者につきましては、未就学児までの子供となっております。障害者医療助成制度やひとり親医療助成制度の未就学児の皆さんも対象となっております。

以上です。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 県は来年八月ということで期日をはつきりとしていますから、五條市も遅れることなしに、この県のスタートと同じようにスタートするように準備を進めていただきたいと思います。

（二）国民健康保険税の子供の均等割減免についてでございますけれども、御存じのように、サラリーマンの皆さん方の保険税には子供の

均等割というのは含んでいないのですね。世帯主の所得に応じて課税されていますからね。ところが、収入の少ない世帯の方々が多く加入している国民健康保険は均等割の中に子供の人数もちゃんと計算されているわけですね。だからこの間、全国知事会の皆さん方も、政府に少子化対策からこれは逆行するのではないかとということで、国民健康保険税課税の場合の均等割には子供を含めないようにするべきだということで、全国知事会からも要望を上げておられます。

そんな中で、今全国的には北海道の旭川市、埼玉県の富士見市が国民健康保険税の課税においては、子供は均等割の中に含めないということでも今もう既にスタートしております。こういうとにかく少子化対策に一生懸命取り組みなければならぬということから、全国的にはこういうことで進んでいるわけですから、五條市も早急にこの件については検討されるべきではないかと思えますけれども、どうですか。

○議長（平岡清司） 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

子供に対する均等割額の減免につきましては、国民健康保険の制度上の課題であるというふうに考えております。
国・県に対して要望をしまいたいというふうに思っております。

今、大谷議員お述べのように、県知事会の方からも要望していただいているというところでございます。今後につきましても、その辺の動向を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） それでは次、（三）給食費の負担軽減についてというところに進みます。

御存じのように、若い皆さん方の仕事が非正規雇用の方が多くなつて、その関係で収入も不安定という方が多くなつておりまして、そんな中でひとり親世帯の子供さんは、食事も安定的に取られていないという状況から、今全国的に子ども食堂というのもNPO法人とか、いろんな方々の努力で増えてきております。奈良県にもこの間の調査でかなりの子ども食堂をやっていたところがありますけれども、県もまた子ども食堂への補助金を昨年度も出しましたけれども、今年今議会へ上程されております議案の中にも、予算の中にも、子ども食堂補助金、補助制度が盛り込まれております。

したがって、五條市としては、やはり給食費に対する負担軽減を検討すべきではないかなというふうに考えます。

全国の状況はこの間の議会でも明らかにしておりますように、完全に無償にしているところが五十五市町村、一部補助が約三百六十二市町村、今現在もっと増えていますけれどもね、このように、その地域の子供さんの実状とか、地方自治体の財政状況に応じて、全額無償と一部補助ということに分かれておりますけれども、五條市も五條市の子供さんの実状をよく掌握して、五條市の財政状況から最大限の給食費の負担軽減に目指した検討が必要ではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校給食法第十一条の二に、「学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に定める保護者の負担とする。」とあることから、本市では保護者負担のもと、学校給食を提供しています。

教育委員会では、準要保護児童・生徒に対して給食費の全額補助を行っていますが、全ての児童・生徒を対象とした助成は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、一つ検討されるように強く求めています。

最後（四）説明会やパブリックコメントでの意見から考えた小・中学校統廃合計画の見直しでございます。

御存じのように、この間の経過を明らかにしますと、平成二十六年度ぐらいから市民・関係者の皆さん方のアンケートを取られまして、そして平成二十八年の二月十八日に大学の教授を責任者とした、いわゆる答申が出されているわけでありまして、その答申のポイントは、五條市では小・中学校の規模は、小学校は一学年二クラス以上、中学校では一学年二ないし三クラス、クラスということは学級という同じ意味ですわね。日本語で言いますと、小学校は一学年二学級以上、中学校は一学年二ないし三学級以上という提案をされましたので、それ以後、この答申に基づいて、小学校八校を四校、中学校五校を二校にという、当初の素案が作られて、この間各学校・保護者・関係者の皆さん方に説明会を開いてこられたわけでありまして、大変厳しい意見・質問が出されまして、計画は一時中止して、それ以後、同じ素案のもとで、いわゆる意見交換会を開いてもらいました。しかしその意見交換会の中でも、やはり大変厳しい意見・質問等々が出されましたので、今回また新たにこの皆さん方のなされました、いわゆる五條市学校適正化基本計画（案）及び五條市立認定こども園整備基本計画（案）を出されて、

そしてこの間から、いわゆる説明会、パブリックコメント等々をやられたわけでありませうけれども、この説明会とパブリックコメントの中で出された皆さんの意見・質問を資料請求によっていただき読ませていただきましたけれども、他の議員の質問にも答えておられますように、いわゆる資料の内容が複雑だということ、そして計画が急がないようにすべきだということ、そしてまたこういう中央公民館で三回の説明会だけではなしに、各学校の地域でも保護者・関係者の説明会を行うべきだと、いろいろと大変な保護者・関係者の皆さんの切実な意見、そして疑問、そして不安等々がまとめられているわけです。

こういう中では、私は一番新しい計画（案）の中で示された、小学校八校を四校、中学校五校を二校にという、この基本計画（案）は、やはり見直すべきだというふうに強く求めたいというふうに思います。

もう一つ、見直しを求める理由を強調しておきますけれども、最初のこの答申の中にも、答申に基づいて作られました最初の素案の中にも、一番新しい基本計画（案）の中にも重要なことが入っていないのです。重要なことは何かと言いましたら、皆さん方がその答申に基づいて掛けた計画は、先ほど明らかにしましたように、小学校では一学年二学級以上、中学校では一学年二ないし三学級以上という、このいわゆる児童・生徒の人数を確保しようと思えば、大変な少子化対策にもっと本腰を入れて取り組まないことには、この児童・生徒の人数を維持できませんわね。だからこういう統廃合計画を立てるときは、セットで、少子化対策はこう取り組みますという具体性が出されへんでも、少子化対策には今まで以上に取り組むという、この方針を出さないことには、数年経ってまた児童・生徒の皆さん方が少なくなってきたら、また見直しをせんなんということになるわけです。だからやっぱり今全国的にも、五條市にも求められているのは、学校の適正化を検討する場合には、必ず少子化対策をやっぱり今まで以上に取り組むというその方針くらいは計画の中に入らなあかんのちがいますか。ほかの議員さんからも指摘あったことと同じことですからね。それが皆さんの初めからの答申・素案・基本計画を見ても、どこにも少子化対策の方針が入っていないのですわ。これはやっぱり根本的な解決にはならないと思いますわね。子供を多くしてくれる、五條市の人口増やすというそままでいかなくても、今の人数を維持するだけでもかなりの効果の上がる少子化対策を取らんことには、これはできませんよ。だからほかの議員さんも少子化対策のことで大分この間質問されておりませうけれども、私もやっぱり言うた以上は責任がありますから、今回も少子化対策をセットで質問を出させてもらって、今まで提案してないことも新しい提案も含めさせてもらっています。だからこういう少子化対策も、重要な少子化対策が含んでいないようなこの基本計画（案）は、私は計画どおり進めるのではなしに、もっともつと関係者・保護者の皆さんの意見をよく聞いて、少子化対策についてもやはり本腰を入れて取り組むという、この姿勢をまだ明らかにしていない現時点では見直すべきだとい

うふうに強く要請したいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会では、これからの社会を生き抜く力を育むために一定規模の集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合う活動を通じて学力・体力・規範意識を高めることが重要だと考えております。

お述べのとおり、メリットがあると思いますが、切磋琢磨する機会や多様な意見や考えに触れる機会が少なくなること、クラス替えができず人間関係が固定しやすいこと、部活動などの集団活動が制限されることなどが考えられます。

今後実施する学校適正化では、小学校低学年を中心とした定数の緩和やきめ細やかな指導を行える教育環境の実現に努めてまいります。

これまで開催しました五條市学校適正化基本計画（案）に関する説明会やパブリックコメントの御意見等も踏まえ、加えて多人数の子供たちによる人間関係づくり、部活動などの集団活動の活発化などの教育成果の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今部長答弁されたことも素晴らしいことだと思いますけれども、もっと大事なことがあるわけです。それは子供の命と健康、これを大事にした教育でないとあかんわけです。ところが今まで文部科学省の方針で進めてきたこの状況の中で、全国的に自殺している人が大変多いんですよ。自殺者、学校へ行くのが嫌だという不登校の方、そして勉強の困難から弱い子をいじめてしまうといういじめ、こういう状況を解決しようと思えば、やはりもともとと今答弁あったこととともに、子供の命と健康をやっぱりもともとと重要視した教育方針というものが、これは今、五條市もそうやけれども、日本全国で求められているのところがいますか。未成年にもならない大事な子供が自殺するわけですから、こんなことをなくすような教育、ここにひとつ力を入れて頑張ってください。

はい、次いきます。

大きな三、水道行政に関する開発負担金の確認及び課題の効率的な推進についてでございます。

（一）住宅開発や工業団地開発等の開発負担金の確認でございます。

御存じのように、この間五條市は多くの住宅開発を行ってきました。工業団地の開発も行ってきました。その協定書を見ますと、いわゆる

水道関係についての開発業者の負担というものが義務付けられております。

まず最初は、岡地区開発、これは田園ですね、この岡地区開発の協定書を見ますと、上水道の第八条では、「上水道の建設に当たっては、五條市水道事業管理者と協議し協定書を締結する。」となっているわけですね。この協定書の内容はどういう内容になっているのか、もう一つ、全て先に質問しますよ。

牧野B地区、これはあづみ台ですね。この協定書の中の上水道のところを見ますと、ここにも「上水道の建設に当たっては、五條市水道事業管理者と協議し協定を締結する。」とこうなっています。もう一つ住宅開発は牧野A南地区ですね。これはなつみ台ですね。なつみ台の協定書見ますと、上水道関係の条項では、「上水道の建設に当たっては、五條市水道事業者と別途協議するものとする。」と、ちよつと違いますね、これ。田園とあづみ台とはちよつと違うのですけれども、こうなっていますね。もう一つ住宅開発、エルベタウンですね。エルベタウンの協定書の中の上水道状況を見ますと、「水道施設の建設に当たっては、五條市水道事業管理者と協議し協定を締結する。」とこうなっていますね。最後、北宇智工業団地ですね。この協定書を見ますと、「上水道関係は開発区域での給水は飲料水についてのみ上水道の供給を受け、工業用水については自己水源を開発会社が確保し、水道施設の建設に当たっては、五條市と協議するもの。」とこうなっているわけですね。これのそれぞれの協議内容は、どういう協議の内容になっているのか、その内容のポイントだけちよつと答弁してくれますか。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

住宅開発としまして、田園地区・あづみ台・なつみ台・エルベタウンがあります。

このうち田園地区・あづみ台・なつみ台につきましては、昭和五十四年に五條市水道事業経営変更認可申請により第四次拡張事業計画として認可を受けております。

計画に基づき拡張事業の施設建設費に対して、住宅開発にかかわる建設費相当分について開発負担金として開発事業者に請求し収納しております。

エルベタウンにつきましては、五條市水道局との覚書の内容に従い、給水分担金と施設負担金を開発業者に請求し収納しております。

北宇智工業団地につきましても、覚書の内容のとおり配水管工事負担金を請求し収納しております。

なお、北宇智工業団地につきましては、工業団地の開発であることから、給水条例に従い施設負担金は対象外となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、そしたら金額的な質問に移ります。

まず最初、田園岡地区ですね、田園の協定書の内容ですけれども、私は当時三十五年前、ちょうど住宅開発の特別委員会の委員をさせてもらっておりまして、そのときの委員長から、これらもらった資料ですけれども、岡地区では調査費、水利権取得費、施設費、用地費、事務管理監督雑費、維持管理費、合計で大和団地株式会社に負担していただくのは大体二十七億七千八百六十四万四千円なんですけれどもね、このうち水利権取得費として昨年十二月の議会では二億五千二百四十万円入っているという答弁があったんですけれども、後の大体二十五億円くらいの大和団地株式会社の負担金はどうなっていますか。

○議長（平岡清司） 松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

第四次拡張事業計画で、旧簡易水道施設の統合事業と田園地区・あづみ台・なつみ台の住宅開発に対する水道事業を実施しており、併せて小島町の取水場や浄水場の施設能力の増強を行っております。

第四次拡張事業で必要な水道施設整備費のうち、住宅開発に必要な用地費や調査費、施設費等の財源については、住宅開発の規模に応じた水量や人口案分により算出した額を負担金として請求しております。

その負担金は、平成六年度の住宅開発まで、各年度の事業量に応じた負担金を請求しており、その総額は約三十六億二千万円となり全て収納しております。

この開発負担金と水道局負担金を併せて水道事業に係る施設整備の費用として支出を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） それでは施設費として既に使ったものを除いて、この開発業者から支払われている三十六億何ぼで、そのうち現金として水道会計に残っているもの、水道会計以外で貯金しているのがあればそれも含めて、現金としては何ぼ支払われていますか。

.....

○議長（平岡清司）分かりますか。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ちょっと金額も大きいし、三十五年ぐらい前のことですから調べてください。調査してください。私も調査しますよ。これからね。

次いきますよ、次。

そしたら、先ほどの答弁から言うたら、あづみ台となつみ台の分もこの田園の協定書の中でも、開発業者の負担金三十六億円の中に含まれているという答弁でしたね。だからそれはそれでいいんですけれども。

そしたら、このなつみ台とあづみ台の協定書の上水道の協定条項の中で、その岡地区に含まれているものを除いて、含まれていないもので負担金はもらっていませんか。ありませんか。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

岡地区の給水分担金については事業者が支払っておりますが、エルベタウンとなつみ台の給水分担金については、住宅購入者が支払うようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）さっきの答弁では、岡地区の三十六億何ぼの中に、あづみ台となつみ台が含まれているという答弁でしたよ。エルベタウンみたいな含んでなかったんですよ。だから今の答弁はちよつと正確やけれども、もう時間がないから次に進みますよ。

まず、エルベタウンですけれどもね、エルベタウンの協定書の内容はどれだけの金額を開発業者に負担してもらうことになっておるのか。昨年の十二月の委員会では、九千五百万円という給水分担金が支払われているということでしたけれども、これ以外にありませんか。これ以外に。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

エルベタウンの開発につきましては、給水分担金約三千六百万円を負担しております。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 三千六百万円の給水分担金という答弁がありましたけれどもね、昨年十二月の議会の厚生建設常任委員会での答弁では、給水分担金として九千五百万円支払われているという答弁があったのは、勘定合えしません。どういことですか、これ。

○議長（平岡清司） 松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 十二番大谷議員の質問にお答え申し上げます。

エルベタウンにつきまして、施設負担金としては、三億円収納してもらっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、またびつくりするような答弁が出てきたわけですね。

エルベタウンに関しては、施設負担金として今三億円と言いましたやろ。それは給水分担金とは別なのか、給水分担金も含めてエルベタウン全体の上水道関連のエルベタウンの負担金として三億数千万円なのか、ちよつとその辺がですね、今答弁ができるのやったら、もうちよつと正確に答弁をください。

○議長（平岡清司） 松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

施設負担金として三億円、それから給水分担金として三千六百万円でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そしたらね、昨年十二月の厚生建設常任委員会では給水分担金として九千五百万円払われていると、それはそのまま残っているという答弁でしたから、私はビラにこれを書いているのですわ。だから今の答弁としたら大分違いますね。今は三千五百万円ですやろ。給水分担金は、施設負担金としてまた別枠で約三億円支払われているという答弁ですね。これは大分違いますからね。九千五百万円と三千五百万円ではえらい違いますからね。きょうここでは構いませんから、これ調査してください。私も調査します。

最後、北宇智工業団地ですけれども、この北宇智工業団地の協定書に基づく上水道関係の中で「協議する。」とありますけれども、協議の内容と金額、答弁ください。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

北宇智工業団地につきましては、用地に対する負担金百三十五万円と配水管工事負担金として七千万円を請求し収納しております。このうち約六千万円が前受金として残っており、建設改良時に使用いたします。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）これも昨年十二月の厚生建設常任委員会では、いわゆる北宇智工業団地開発業者の機械整備資金と水源開発資金として一億四千五百二十万円支払われています。これはこのまま残っておりますという答弁になっていくんです。今の答弁とはえらい違いますやろ、これ。もう今ここで結構ですから、これをもう一遍調査し直してください。金額の差が大きすぎます。私も調べます。

これで住宅開発といわれる工業団地の協定書に基づく上水道に関する開発業者の負担金について質問しましたけれども、大きな金額の食い違い、再調査が必要だと思ふ点、これ明らかにしましたわな。これはもう継続して調査するように強く求めておきまして、次に進みたいと思います。

次は、もう今までのとおりですけれども、石綿管の効率的な交換については、やはり節約しようと思えば下水道の公共工事、市道・県道の補装工事等々に合わせてやらなければ、水道局単独でやられますとばくだいなお金がかかりますから、ちよつとやっぱ遅れますけれども、それと合わせてやらなければならないという実情がありますけれども、その中でも漏水しているわけですから、早くしなければなりません。この件につきましては広域に合流しなくても、国の負担金がありますから、効率的に進めてもらいますように要望しておきます。

これはもう答弁結構です。

それと（三）奈良県の上條市・吉野郡三町の水道広域化に係る一市三町のメリットの追求と早期の掌握について。

御存じのように、県が上條市と吉野郡三町の広域化を方針として出しております、この間何回か協議されていると思いますが、やっぱり基本は上條市も大淀・下市・吉野町も全てメリットになるような広域化を目指してもらえないかと、そうでないと皆さんほかの方、賛成してくれませんからね。それと合わせて、できれば上條市の小島の山にある浄水場一系、昭和三十七年に建設されていますから、これは一〇〇パーセントこのまま使えないわけですね。だから改修しなければなりませんけれども、広域化によってこの昭和三十七年建設の小島浄

水場一系の改修をしなくてもいい方向もやっぱり一遍他の三町にお願いしてできへんかということも早く結論をつかまないかんと思いますけれども、ちよつとこの間の協議の内容と皆さん方の姿勢を明らかにしてください。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

一市三町の五條・吉野エリアの水道広域化につきましては、昨年六月に県庁において知事を交えた一市三町の首長による懇話会が開催され、一市三町と県の垂直統合を基本に、よりメリットのある内容を引き出すため、広域化についての検討を継続することの合意を行いました。

一市三町それぞれの経営規模の違いや水道料金の格差がある中で、広域化において期待される施設共同化による設備投資の抑制効果が県の試算により示されました。

しかし、長期的な将来を見据えての経営状況に影響する給水原価の試算や供給単価の抑制効果など、一市三町に対するメリットが明確化されていない状況であります。

今後、県が公表した県域水道一体化構想と連携をしながら、更にメリットを追求する方向で協議を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今ね、もう（三）と（四）一緒に質問させてもらいましたからね、ひとつ質問のポイントをよく理解いただきまして、頑張っていたきたいというふうに思います。

次いきます。

大きな四番、広報五條の正確な広報活動についてです。

（一）広報五條二月号の個人番号掲載記事について。二月号の五ページ、「個人番号、マイナンバーの記載提示が必要です。」と、「確定申告、市民税、県民税の申告に個人番号の記載提示が必要です。」と、こうなっているわけですけども、この間、国会でも、県会でも、五條市議会でも明らかにさせていただきましたように、いわゆる議会の質問ではね、内閣府も国税庁も厚生労働省も、番号が記載されなくても受理し、罰則や不利益はないと答えているのですね。しかし表向きでは政府はマイナンバーの記載義務ですとかいう、二足のわらじを履いているわけです。しかし法律は強制ではないです。だからやっぱり五條市民の皆さん方に五條広報でお知らせするときは、その法律の趣旨をよ

くわきまえて、掲載せなあかんと思いますけれども、この内容では法律では強制されていないということの意味が書いていないというふうに思いますから、これは法律に照らして正確な行動すべきだということを求めたいと思います。その点どうですか。

○議長（平岡清司）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

所得税の確定申告におきましては、所得税法施行規則により、また市民税・県民税の申告書におきましては、地方税法施行規則によりいずれも記載事項に個人番号が書かれておるところでございます。このため広報五條二月号を通じて、申告書に個人番号の記載をお願いしたところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ひとつ、法律、政府が何ぼいろいろ言うても法律はこうではないですかということを、しっかり地方の方から、五條市の方から政府を改めさせるぐらいの姿勢で頑張ってください。

次、広報三月号ですけども、三月号の七ページのところに国民健康保険として「四月から財政運営を県単位に拡大し、制度運営の安定化につなげます。併せて医療提供体制の整備等、医療費適正化を一体的に推進します。」。最後にですね、「四月からの制度改革に御理解、御協力をお願いします。」とこうなっていますけれども、今市長が五條市の本会議で議案を上程した中の議第十三号、五條市国民健康保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてとか、議第十四号の五條市国民健康保険税条例の一部改正についてあげていますけれども、その理由として国費を県単位化によるものと、こうなっているのです。国費の県単位化による議案が市長、本会議に上程されて、これからまだ厚生建設やら最後の予算委員会で審議して採決をしなければならぬ、そういう状況にあるのに、この市民の皆さん方に配られた五條広報には、もうこのようになるかのような報道されていますけれども、これはちよつと地方自治法をもう少しよく研究して議会の軽視にならないような報道の仕方を強く求めておきたいというふうに思います。

もう時間ありませんからね、答弁結構です。

次いきます。

○議長（平岡清司）大谷議員、あと三十分くらいありますよ、時間。（「そうですか。」の声あり）（笑声）持ち時間は二時五十三分まであり

ます。

○十二番（大谷龍雄）はい、勘違いしていました。それでは、答弁してください。（笑声）

○議長（平岡清司）竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

決して議会軽視とかそういうことではございません。

今度、国の法改正に伴いまして、平成三十年の四月から「国民健康保険の制度が変わります。」というようなところを昨年八月号、また十二月号、また三月号というような形で「県単位化に向けての市民へのお知らせ」というような形で「制度がこう変わります」という形の広報をさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）変わるということの前提は、議会で審議されて可決・承認されなければ変えられないわけです。だからこういう記事を書く場合は「三月議会で可決・承認された場合はこう変わります。」という重要な点が抜けておるんちがいますかということなんです。

次いきます。

それでは、憲法改正案の危険性から考えた陸上自衛隊誘致の見直しについてということと質問をいたします。

御存じのように、今憲法改正の議論が報道機関によっていろいろ報道されています。改正の内容はいろいろ言われておりますけれども、やはり一番重要だと思うのは、安倍首相が昨年発表しました憲法九条に自衛隊を書き込むという、これが大変重要なことになるのではないかなというふうに考えまして、今回質問させていただくわけでありますけれども、まず最初に、日本国憲法の九条にはどういう内容になっているのかということをおきまして、憲法第九条第一項には、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、求め得るのかということを明らかにしておきますと、憲法第九条第二項には、前項の目的を達するために陸・海・空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないと、こうなっているのです。この中に自衛隊を書き込んだらどうなるかということをおきまして、これを憲法学者とか専門家の見解を明らかにしておきたいと思うのです。

この中の二項を削って自衛隊を入れても、二項を残して自衛隊を入れても、残して入れた場合でも、いわゆる法律の原則というのはあるらしいですね。だから後に入れた自衛隊がいわゆる効力を発揮して、今まであった陸・海・空軍、その他の戦力はこれを保持しないという、これの効力がなくなるということになるらしいですね。憲法学者の解釈で言えば、だからここが大変重要であり、危険性が起きてくるのではないかということです。

今の憲法、過去の日本の侵略戦争の反省から作られて約七十年になるのですけれども、この憲法はいろんな面で大きな信頼を世界中に広げたとように思うのですね。日本と交流を深めている他の外国も増えましたし、また大きな企業の皆さん方は、世界のほとんどの国で企業活動・営業活動をしていますよね。この要因にはいろいろありますけれども、基本は皆さん、日本はいわゆる国際の武力紛争に対しては武力での解決はしない、陸・海・空軍、その他戦力を持たないという、この憲法があったからこそ今の日本の地位、また世界の平和に貢献しているのではないかとことが、学者や専門家では分析されているわけです。ところが、今この中に自衛隊を書き込むということになれば、今先ほど申し上げましたように、今までの法律の効力がなくなつて自衛隊が効力を発揮するということになりますので、今大変過去のような戦争の道を歩むということがやりやすくなるというふうに考えます。

もう一つのこの危険性の理由としては、今もう既に安保法制という法律によって、日本がどこからも攻められていないのに、アメリカ等が各世界で軍事力行使して戦争をした場合、日本の自衛隊は戦闘現場ではありませんけれども、戦闘地域でアメリカ軍等々を支援できるといふこの安保法制が可決されて、この間第一回目としてスーダンに自衛隊が派遣されたわけですけどね。こういう状況の下で、この憲法の中に自衛隊を書き込んで陸・海・空軍、その他戦力を持たないということの効力がなくなつたら、今の安保法制では戦闘現場はあかんけれども、戦闘地域で後方支援をするというふうになっていきますけれども、このいわゆる憲法に自衛隊を入れ込んだら、戦闘現場にでも自衛隊を派兵するといふ、このことを憲法自身が認めているといふことの口実でやられる場合があるわけですね。これは今シリアのいわゆる武力紛争とかイラクの武力紛争、あちこちで起こっている政府軍と過激派との武力紛争を見たら、武力ではもう解決できないということがはっきりしているわけですから、今頃からやはり憲法に自衛隊を書き込むということはやめて、もつともつと対話と交渉、この国連の精神に基づいて、日本国憲法の精神に基づいて世界に対する対応をしていくべきだというふうに考えます。

だから今大事なことは、日本が攻められていないのに、自衛隊をアメリカ等の後方支援に派兵するとか、憲法に自衛隊を入れ込んでまで自衛隊をまた海外の戦闘地域に派遣するということはやめて、やはり自衛隊の皆さん方の命を守るためにも、当初の約束どおり日本の国が侵略

された場合、日本を守るために頑張つて、それ以外は災害等々の国民の命を守るために、自衛隊をもっと頑張らせるべきだ
という意見と要望をもっともつと安倍政権、政府に迫ることこそ今大事ではないかというふうに考えますし、世界の情勢はそのことが求めら
れているのではないかというふうに考えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

憲法九条の改正を含む憲法改正につきましては、今後国会の方で議論されることでもございますので、私どもの方からの答弁としては控え
させていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ひとつほかのこと、国の法律の改正に伴って五條市の条例がどんどん改正しますということをご皆さん方、本会議に提出し
ているわけですからね。こういう日本と世界の平和に関係することについては特によく研究をされて、やっぱり日本と世界の平和を守るため
には政府にも言うべきことは言うという、この姿勢が五條市民の皆さん方の命とそして暮らし・生活を守ることによって当たっては大事では
ないかなというふうに考えます。

また、今皆さん方が自衛隊誘致を言われていますけれども、この間徳島県の阿南市へ研修に行かれました、その資料を私もいただきました
けれども、その中に載っていましたけれども、阿南市で陸上自衛隊誘致に関して要った費用は大体六十億円ですわね。国民の税金六十億円が
掛かっているわけですね。それだけ税金が掛かっているわけですから、やはり今日本国中奈良県以外に全部、各都道府県に陸上自衛隊駐屯地
があるわけですからね。このいわゆる日本国内の陸上自衛隊駐屯地の皆さん方を海外へ派兵するのではなしに、日本の国内で国を守り災害の
救援に頑張ってもらおうというこの要望を上げていったならば、もう奈良県に駐屯地がないからというようなそんな対応をせんでも、日本中に
ある陸上自衛隊が災害救援に頑張れば、それは大きな力になるわけですからね。そのところに目配りを広げて、やはり政府に求めていくべき
ではないかなというふうに思います。

また、災害の救援については、昨年十月の二十一号台風の状況を見ても五條市内あちこちで通行止めになりましたわね。大きな通行止めは
国道一六八号の生子町でしたけれども、しかし五條市の建設業者の皆さん方の協力とか、消防署・消防団・関係者の努力でかなり早いうちに

土砂が取り除かれて通行できるようになりましたわな。このいわゆる体験からも明らかのように、将来のやはり大きな南海トラフ地震、大きな台風等々の被害に当たっても、やはりもう五條市内・奈良県内の建設業の皆さん方の力を借り、そして消防署にもユンボ等の重機を配置すれば、それは私はもう大きな救援活動をしていただけるといふふうに考えております。

したがって、何遍も言いますけれども、日本国中に配置されている陸上自衛隊等々の力をもっと海外に派遣するのではなしに、日本の国民の命を守るための災害救援にもっと重点を置いた活動を政府に要望していく、このことを強調いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきますというふうに思います。

御苦労さんでございました。

○議長（平岡清司） 以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、午後三時まで休憩いたします。

午後二時三十七分休憩に入る

午後二時五十九分再開

○議長（平岡清司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第二、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 報第一号 平成三十年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（平岡清司） 報告を求めます。上田土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 上田幸則登壇〕

○土地開発公社事務局長（上田幸則）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第一号、平成三十年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について、主な項目を地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年度五條市土地開発公社事業計画書、予算書、資金計画書の一ページより御覧いただきたいと思います。

最初に、平成三十年度事業計画より説明させていただきます。

まず、工業団地を造成する事業であります一般用地取得造成事業計画でございますが、新規事業につきましては、平成三十年度の計画はございません。

次に、継続事業につきましては、今井島台工業団地の水路等の維持管理事業及び基金からの借入金支払利息等といたしまして八十六万円を計上いたしております。

続きまして、二ページを御覧いただきたいと思います。

次に、市からの先行取得依頼に基づきまして、道路建設等の公共事業に必要とする土地等を事業に先立ちまして取得する事業であります公共用地取得事業計画でございますが、新規事業につきましては、ございません。

次に、継続事業でございますが、事業用地名の一の二見公共用地から次の三ページの八の野原新町公共用地の八事業用地につきましては、計画事業費を百四十一万円計上しております。事業概要といたしましては、それぞれ借入金支払利息及び草刈等の管理経費となっております。

事業計画については以上でございます。

続きまして、平成三十年度予算を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと思います。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額についてでございますが、公社の単年度の経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

収入の部、第一款土地開発事業収益といたしまして、二億四千百五十九万八千円を計上しております。

次に、収入の部における内訳でございますが、第一項では土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります、事業収益につきましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業用地の事業用地売却に伴う収益一億八千九百万円と、旧岡中線道路改良工事に伴いますJR五条駅南北連絡道代替地及び岡口道路改良事業用地等の事業用地売却に伴う収益五千七百七十九万五千円の合計二億四千七十九万五千円を計上いたしております。

次に、第二項では、事業収益とは異なり、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益であります事業外収益としましてJR五条駅前臨時駐車場運営及び公社所有土地貸付等に伴う収益八十万三千円を計上いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款土地開発事業費用としまして、二億二千八百二十万二千円を計上いたしております。

次に、支出の部における内訳でございますが、第一項では、土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、事業用地の売却原価及び事務的経費を支出いたしております一般管理費でございます。一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業用地並びに旧岡中線道路改良工事に伴いますJR五条駅南北連絡道代替地及び岡口道路改良事業用地等の事業用地売却に係る事業用地売却原価二億二千六百九十九万四千円、並びに一般管理費五十六万五千円の合計二億二千六百七十五万九千円を計上いたしております。

次に、第二項では主たる事業活動以外の活動によりまして生じたものであります事業外費用につきましては、光熱水費等、JR五条駅前臨時駐車場の管理経費でございます、八十四万三千円、さらには第三項では予備費として五十万円をそれぞれ計上いたしております。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、第三条の資本的収入及び支出の予算額についてでございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産を増加させるための支出や負債を減少させるための支出、及びこれらに必要な資金収入を計上することとなっております。

また、資本的収入額であります三十三万一千円が資本的支出額であります二億四千三百三十九万三千円に対して不足する額であります二億四千三百六十二万二千円は損益勘定留保資金で補てんするものであります。

損益勘定留保資金につきましては、収益的収支における費用のうち、現金の支出が実際には行われなくて数値だけが帳簿上に計上される費用の合計額でありまして、公社の会計処理上、内部留保資金として資本的収支不足額の補てん財源として使用することができるとでございます。

収入の部、第一款資本的収入といたしまして、三十三万一千円を計上いたしております。

次に、収入の部における内訳でございますが、第一項では、市からの利子補給金三十三万一千円を計上いたしております。

これにつきましては、公社が市の基金から借入れをしている利息に対しまして、土地開発公社経営健全化対策の一環としまして、公社保有土地の簿価上昇の緩和を図るため、借入金利息に対しまして、市より補給を受けているものでございます。

次に、支出の部でございますが、第一款資本的支出といたしまして、二億四千三百三十九万三千円を計上いたしております。

次に、支出の部における内訳でございますが、第一項では用地取得造成事業費として三百七十二万六千円を計上いたしております。当該項の細目といたしまして、各事業用地の草刈等維持管理経費及びその他事務費といたしまして百九十八万六千円、市基金並びに金融機関に対する支払利息として百七十四万円となっております。

次に、第二項では、借入金償還金としまして、借入金金融機関及び基金への償還金としまして、二億三千九百六十六万七千円を計上いたしております。

予算については、以上でございます。

続きまして、平成三十年度資金計画を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、先ほどから御説明を申し上げました一の事業収益から三の利子補給金に四の前年度繰越金を加えまして、合計で二億五千八百一万二千円となっております。

次に、二の支払資金でございますが、一の事業費用から五の借入金償還金に六の未払金を加えまして、合計で二億四千六百三十九万三千円となっております。差引きで一千百六十一万九千円の黒字収支を見込んでおります。

引き続き、七ページから八ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、平成三十年度予定貸借対照表でございます。平成三十年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります平成三十一年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計につきましては、二十二億九千五百二十四千円に対しまして、次の八ページにございます負債合計二十億五千七百七十九万三千円と資本合計二億三千七百二十三万一千円で、負債・資本合計が二十二億九千五百二十四千円となっております。

引き続き、九ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、債務に関する計画書でございまして、長期借入金の平成二十九年期末の債務額が十八億九千七百四十六万円に對しまして、平成三十年度中におきまして二億三千九百六十六万七千円の償還を予定しており、平成三十年度末の債務額は、十六億五千七百七十九万三千円となる見通しでございます。

引き続き、十ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、平成二十九年年度予定損益計算書でございまして、平成二十九年年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに對する全ての費用とを記載して、経営利益を表示し、純利益を表示するものであります。

事業収益の二億九千五百三十六万二千円から事業費用の二億八千九十一万九千円を引いた額であります一千三百四十四万三千円と、事業外収益の七十九万一千円から事業外費用の六十八万六千円を引いた額であります十万五千円の合計金額であります一千三百五十四万八千円が平成二十九年年度の純利益となる見通しでございます。

引き続き、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、平成二十九年年度予定貸借対照表でございまして、平成二十九年年度における当公社の財産状況を明らかにするために、貸借対照日であります平成三十年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計につきましては、二十五億二千二百二十八万七千円に對しまして、次の十二ページにございます負債合計二十二億九千八百五十五万二千円と資本合計二億二千三百七十三万五千円の負債・資本合計の二十五億二千二百二十八万七千円となっております。

なお、十三ページ以降の平成三十年度五條市土地開発公社の予算説明書につきましては、説明を割愛させていただきますので、後刻、御清覧いただきますようしく願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）土地開発公社の財政も大変厳しい状況です。基金、五條市ありますけれども、その基金から土地開発公社の会計に大分貸

しているわけですね。そんな状況になっているわけですが、前々からいろいろ市会議員の皆さんと議論をしていますけれども、今土地開発公社が抱えている土地で、将来を見てももうこの土地は要らないという土地を誰かに買ってもらう営業活動は今でもしてくれていますか。

○議長（平岡清司） 上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

公社といたしましては、市の先行取得依頼を受けまして先行取得をして保有している土地がほとんどでございまして、公社が独自に経理している今井島台工業団地につきましては、この前からの土地開発公社の理事会におきまして売却を承認していただきまして、その関係予算等については今御説明させていただきました平成三十年度の予算に關係予算の方を計上させていただいているところでありまして、今現在につきましては、今も説明させていただきましたように、来年度以降におきまして公社が独自で経理している用地につきましては一般公募を予定しておりますし、市の先行取得に依頼を受けまして保有している土地につきましては、まずは五條市に対しまして本来の事業用地での買い戻し、また本来の事業用地が目的に達することができないということであれば、事業変更をしていただいて積極的に市の方に買い戻していただくというようなことで働き掛けていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

以上で、報第一号の報告を終わります。

○議長（平岡清司） 次に日程第三、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 報第二号 平成三十年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（平岡清司） 報告を求めます。泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔一般財団法人大塔ふる里センター常務理事 泉谷進治登壇〕

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治） 失礼します。

ただいま上程いただきました報第二号、平成三十年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告につきまして、地方自治法第二百四十三条の第三項の規定により御報告申し上げます。

まず初めに、平成三十年度収支予算について御説明申し上げますので、別冊の平成三十年度事業計画・収支予算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお願いいたします。

平成三十年度における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算でございます。

当期収入、支出予算額は共に一億四千四百七十六万四千円で、前年度に比べ一千八十一万六千円の減となっております。

収入の主なものといたしましては、ロジ星のくにの宿泊事業収入三千四百十万円、道の駅などの売店事業収入四千八百九十五万円などの事業収入として九千七百六十四万円、五條市からの指定管理料として委託金収入四千二百二十万円などを見込んでおります。

次に、支出の主なものとしましては、事業費支出においては、売店販売用商品購入代としての仕入高二千四百八十九万円、職員九名の給料手当三千七百九万円、電気・ガス代などの光熱水料費一千七百六十二万円、食材購入費としての原材料費一千九十七万円などとなっております。

また、管理費支出においては職員一名の給料手当四百四十九万円、全職員の福利厚生費百五十二万円などとなっております。

次に、各事業別の主な事業について、御説明させていただきます。

四ページを御覧願います。

ふれあい交流館につきましては、当期収入、支出予算額共に三千三百六十五万円で、一千八百五十万円の減となっております。これはレストラン・売店部門の休業によるものであります。

収入の主なものは、浴場利用収入などの事業収入一千一百三十五万円、委託金収入一千九百六十万円であり、支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費八百七十万円、ボイラーの燃料費七百三十五万円などとなっております。

次に、五ページを御覧願います。

ロジ星のくににつきましては、当期収入、支出予算額共に四千七百九十二万円で、前年度に比べ四百八十万円の増となっております。

収入の主なものは、宿泊事業収入などの事業収入三千九百六十二万円、委託金収入八百二十万円であり、支出の主なものは、電気・ガス代

などの光熱水料費四百九十万円、食材購入の原材料費六百四十四万円などとなっております。

次に、六ページを御覧願います。

道の駅につきましては、当期収入、支出予算額共に三千八百四十万円で、前年度に比べ六十万円の増となっております。

収入の主なものは、売店事業収入などの事業収入三千四百二十万円、委託金収入百六十万円であり、支出の主なものは、商品購入代としての仕入高二千百九十一万円、電気代などの光熱水料費二百六十六万円などとなっております。

次に、八ページを御覧願います。

大塔水車施設につきましては、当期収入支出予算額共十二万円を見込んでおります。

次に、九ページを御覧願います。

福祉事業につきましては、当期収入支出予算額共百五十万円を見込んでおります。

最後に、十ページをお開き願います。

一般管理費につきましては、事務局費であります。人件費一名分と事業運営費等となっております。

委託金収入としては八百十万円を計上させていただき、当期収入支出とも八百十二万四千円を見込んでおります。

なお、一ページの平成三十年度事業計画につきましては説明を省略させていただきますので、後刻、御清覧いただきたいと思います。

平成三十年度におきましても、各施設の経費の削減、大塔の特産品・ジビエ肉などの販売、宿泊客の利用向上などに一層努めてまいりたいと存じます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）三十年度の予算計画でございますけれども、委託金収入が合わせて四千百二十万円ですか、合計金額がね。そして事業収入が前年度と比べまして一千八十万円減となっております。いわゆる営業収入が減っているのに委託金金額が同じという、この根拠を示していただけますか。

○議長（平岡清司） 泉谷大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治） 委託金の金額につきましては人件費という基本的な考えがあるということですが、そのままレストランブースが一時休業ということもありまして、そのままの金額となつてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 人件費がそのまま委託金金額ではなからうと思うのですよ。

きのうから一般質問の中で、ふれあい交流館のレストランの部分が休業になっておる、インターネットを調べましても休業になっておりますというところで、後刻、御清覧くださいという一ページにも「ふれあい交流館ではレストラン、売店部門を一時休業し、適正な人事配置による経費削減を行っています。」と、経費削減を行っておるのであれば委託料は少なくないんじゃないですか。その辺きちつとした答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 泉谷大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

事業計画に書いてある経費、適正な人事配置による経費削減なんですけれども、パターンをいろいろ考えさせていただきました。ふれあい交流館より調理師一名、職員一名を大塔郷土館に異動、ふれあい交流館のレストランと売店を休業する形が一番経費削減につながるということで、平成二十八年度収支との比較を行ったところ、収支の予測ですけれども、二百五十五万二千二百八十六円となりまして、これが一番有利な支出の削減ということで、適正な配置と書かせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 質問は三回までという大変厳しい中で、答え出てこないじゃないですか。

五條市が四千二百二十万円ですか、出しておるにもかかわらず収益が減る、人件費もそのままの一人削減しておる中で、同じ委託金が必要ということとは到底分かりませんわ。なぜ僕がその辺を言うかと言いますと、大塔の事業を縮小してほしくないという思いでさせていただいております。決してやめておけということではございません。これでしたら事業を縮減しておるわけですよ。人を配置した上で。

そしてまた、このロジックのくにでも人が一人増えたにもかかわらず宿泊事業収入として三十万円増えているだけですやん。人件費一名分増にして収入が上がるのは三十万円ですか。一般の企業ではとても考えられないことですよ。一人雇えば一人に係る費用の三倍ぐらいの売り

上げがなかったら事業としてやっていけませんよ。一般企業としては。この将来像を見据えた計画をきちっと立ててないからこういうことになってしまふんですよ。何度も僕は申し上げています。ですのでこの辺、財団理事長の責任として、しっかりと今答弁いただきたいと思ひます。

○議長（平岡清司） 檜内大塔ふる里センター理事長。

○一般財団法人大塔ふる里センター理事長（檜内成吉） 九番山口議員の御質問にお答えをいたします。

昨年十二月末でレストラン部門のところから郷土館の方に人事異動をさせていただきました。理由としては、郷土館のところにおられるパートさん等の職員が急きょ都合でお辞めになるということで、現有の中の職員で回さざるを得なかったということがあります。まずは全体的に維持管理をしていく中でレストラン部門を一時休業させていただきました。そのときに三十年度の予算の当初として、委託金としては市から四千二百二十万円という指定管理料をいただく、今議員がおっしゃったようにもうものだけもらうて歳出の方は入れる人件費等いろんな事業の中で縮小してもらうということはまかりならんというような御指摘をいただいたわけですが、まさにそのとおりで、三十年度に向けてそのレストランブースをどうにか再開できないかというところを考慮しております。実際にそれをオープンにしようとして今動いているわけですが、その部門についてはまだ相手がおるわけでございますので、幾らになるかというところが見込めないというところから、現在の予算としてこういうふうな報告をさせていただいたというところでございます。

四千二百二十万円という適切な指定管理料をいただいて、それに見合うだけの事業内容で収支をもっていきたいという思いでありますので、可能な限り早く再開できるように頑張らせていただきたい。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 質問ではございません。また詳しくは予算審査特別委員会で聞かせていただきたいと思ひますし、その思いだけで予算を付けるのはとても納得できる話ではございません。これだけ申し上げておきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 山口議員と重複するところは避けて、今代表の副市長が答弁していただいたのですが、レストランが十二月末から休んでおると、それにつれて売店事業も予算削ってありますわね。原材料費五百二十万円も今ゼロになっていると、比較した場合にね。今年度予算ゼロですやんか、原材料費。これはレストランの部分やと思ひます。

今の答弁でしたら、これから考えて調理師なりを雇い入れてやっていけるのであれば、当然原材料費も入れておくのが当たり前と違いますか。

○議長（平岡清司） 檜内大塔ふる里センター理事長。

○一般財団法人大塔ふる里センター理事長（檜内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど言いましたように、レストラン部分を一時今休止しておると、それに基づく予算をさせていただいたところでございます。今相手等々交渉を今後していく中で、どのような形態でその部分を再開するかによって予算の付け方が違うので、あえてここでは当初の報告としては現在の分をさせていただいたと、途中で形態が決まった中で理事会を開かせていただいて補正予算をさせていただくような形になるかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 私も大塔の方に行かせてもらったら温泉に入れてもらってそして御飯など食べて帰るときがちよこちよこありますので、是非ともやはりレストランというのも、他市から来られた方も御飯も…、特にジビエカレーとか…、そしてイノシシの肉を入れたラーメンが今なくなっているというふうに、そういうのもやはり復活していただいて、それによって大塔の復旧・復興もまたできていくと思うので、是非とも募集してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

以上で、報第二号の報告を終わります。

○議長（平岡清司） 次に日程第四、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 報第三号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十九年五條市一般会計補正予算（第七号））。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。和田総務部長。

〔総務部長 和田剛明登壇〕

○総務部長（和田剛明）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第三号、専決処分分の報告、承認を求めることについて（平成二十九年五條市一般会計補正予算（第七号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、昨年の十月二十二日から二十三日に掛けて発生をいたしました台風二十一号災害により被災をいたしました市道等で、国による災害査定が終了し、かつ、早期着工を要する復旧工事について、地方自治法第一百七十九条第一項の規定により専決処分としたため、同条第三項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市一般会計補正予算書（第七号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び繰越明許費並びに地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、現計予算額にそれぞれ二億二千三百十万円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、二百四億七百三十万六千円となるとところでございます。

それでは、歳出の主な項目について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、七ページの歳出の欄を御覧いただきたいと存じます。

初めに、十款災害復旧費、三項公共土木施設災害復旧費、一道路路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費の一億四千万円でございますが、道路災害復旧工事費を追加するものでございまして、被災した市道北曾木線について、崩落箇所付近の家屋の安全を早期に確保するため、補強土壁工事等に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、九千三百三十三万三千円を国庫支出金として見込んでおります。

次に、同項二目河川災害復旧費、十五節工事請負費の五千八百四十万円でございますが、河川災害復旧工事費を予算化するものでございまして、早期の事業着手により、梅雨等による出水期までにしゅん工が可能な南川ほか十河川について、護岸復旧工事等に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、三千八百九十三万三千円を国庫支出金として見込んでおります。

次に、同項三目都市公園災害復旧費、十五節工事請負費でございますが、被災した上野公園内の多目的グラウンドやテニスコート等の復旧

に要する災害復旧工事費三千二百万円のうち、既に同目において予算化しております総合体育館設備復旧工事の入札差金など、未執行分の七百三十万円を除く二千四百七十万円を予算化するものでございまして、早期に利用者の利便性を確保するため、機械設備復旧工事等に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、一千五百四十五万八千円を国庫支出金として見込んでおります。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の欄を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金において一億四千七百七十二万四千円を、十九款繰越金において十七万六千円を、二十一款市債において七千五百二十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページを御覧いただきたいと存じます。

繰越明許費につきましては、先ほど歳出で御説明を申し上げました、十款災害復旧費、三項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業の一億四千万円及び河川災害復旧事業の五千八百四十万円並びに都市公園災害復旧事業の三千二百万円でございます。いずれも事業期間を確保するため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了は、道路災害復旧事業及び河川災害復旧事業につきまして、平成三十一年三月末を、都市公園災害復旧事業につきましては、平成三十年六月末をそれぞれ予定いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第五、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第一号 五條市認定こども園整備推進実施委員会条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第一号、五條市認定こども園整備推進実施委員会条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書五ページを御覧願いたいと存じます。

五條市立認定こども園の整備に伴い施設の運営等に関し、具体的な調査・審議を行う必要があるため、五條市認定こども園整備推進実施委員会条例を制定しようとするものでございます。

議案書六ページを御覧願います。

第一条は、実施委員会の設置目的について定めております。

第二条は、所掌事項について定めております。

第三条は、組織について、委員は十人以内をもって組織すると定めております。

第四条は、専門委員の設置について定めております。

議案書七ページに移りまして、第五条は、委員等の任期について定めております。

第六条は、委員長及び副委員長について定めております。

第七条は、会議について定めております。

第八条は、関係者からの意見聴取について定めております。

次に八ページに移りまして、第九条は、委員及び専門委員の守秘義務について定めております。

第十条は、委員会の庶務について定めております。

第十一条は、委任について定めております。

なお、附則として、施行期日を平成三十年四月一日からとしております。

以上で、議第一号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第六、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第二号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程されました議第二号、五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の

制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書九ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例制定の理由といたしましては、介護保険法の改正により、都道府県が行っている指定居宅介護支援事業者の指定等が平成三十年四月一日以降、市町村が実施することになり、これまで奈良県によって定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について、市で条例を定めるものでございます。

次に、制定内容につきまして、御説明申し上げます。

条例の内容につきましては、国の基準に従うべきものについては、省令のとおりとし、参酌すべき基準については、県の独自基準を盛り込んでおります。

恐れ入りますが、お手元の議案書十ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例は、第一章から第五章まで、第一条から第三十三条までの本則と附則で構成されています。

主な内容につきましては、各章の概略で御説明申し上げます。

第一章は、総則となっており、条例の趣旨、指定居宅介護支援事業者の要件を定めております。

第二章は、指定居宅介護支援の事業及び事業者の基本方針について定めております。

十一ページ下段からの第三章は、指定居宅介護支援事業者の従業者の員数及び管理者の基準を定めております。

恐れ入りますが、議案書十二ページから二十九ページまでを御覧いただきたいと存じます。

第四章は、指定居宅介護支援事業者の運営に関して、利用者に対する提供サービスの重要事項の説明、基本的及び具体的取扱方針、管理者の責務、運営規程、勤務体制の確保、秘密保持、苦情処理、事故発生時の対応、会計の区分、記録の整備、報告等について、基準を定めております。

なお、県の独自基準としては、勤務体制の確保について、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならないこと、記録の整備については、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録をその提供日から五年間保存すること、報告については、サービスの向上に関する施策の推進を図るためのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは協力しなければならない旨を市の条例にも同様に定めております。

第五章は、基準該当居宅介護支援の事業について、第二章から第四章までの規定を準用することについて定めております。なお、附則で施行期日について定めております。

以上で、議第二号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第七、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三号 五條市し尿汲取料等審議会条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第三号、五條市し尿汲取料等審議会条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書三十一ページを御覧願います。

本市のし尿汲取料等の公正妥当な料金を検討するため、五條市し尿汲取料等審議会の条例を制定しようとするものでございます。

議案書三十二ページを御覧願います。

第一条では、審議会の設置について定めております。

第二条では、所掌事務について定めております。

第三条では、組織について定めております。

第四条では、委員の任期について定めております。

三十三ページに移りまして、第五条では、会長について定めております。

第六条では、会議について定めております。

第七条では、庶務について、第八条では、委任について定めております。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を定めることとしました。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例に、審議会の委員に係る規定を加えることとしました。

以上で、議第三号、五條市し尿汲取料等審議会条例の制定について提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）このし尿処理の審議会ですか、今までなかったですよ。今設置して今後審議されるという目的ですね、今までなかった今これを審議しないかんという何がしかきつかけなり理由があったのですか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條地区に関しては、合併後十八年度に料金の改定を行っておりますが、既に十二年が経過しております。西吉野地区におきましては合併前の平成九年に制定してから改定を行っておりません。大塔地区に関しましても、平成八年から改定を行っておりません。

また、合併前からの料金のため各地区によってくみ取り料に差がございますので、市内統一料金になるよう検討いただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）そういう合併前から合併して、やっぱり時代の流れとともにそういうのは審議していかなあかんと思うのですよ。ただ審議

するに当たって委員さん、審議会、この学識経験を有する方、各種団体の代表、この各種団体とはどういうふうな団体の方を想定されておられるのか。もし今言う大塔地域であるとか西吉野地域であるとか、五條市とある程度並ばせていくべきかなという想定もされておるみたいですけども、特に大塔地域・西吉野地域の方に、お金を払う人も、またそこをくみ取りされている業者の方も交えていろんな審議をすべきがうのかなと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今現在、構想している段階なんですけれども、各種団体といたしまして、五條市自治連合会の代表の方、それと民生児童委員連合会の方、それと地区婦人会連合委員会の方、五條市商工会の方等を検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）五條市全体のことなのでね、幅広く声を聞かせてもらったらええと思うのですけれども、特に今、この審議会の設置の目的として、大塔・西吉野ということをおっしゃられたので、そういう地域の方々の声をここに反映できるようにしようと思たら、余り幅広くしてもその地域の人らの声が薄れてしまうのと違うのかなと思いますので、その辺も充分検討した上で、この審議を進めていくべき違うかなと思います。

以上です。答弁結構です。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第八、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口愼一）議第四号 五條市観光交流センター条例の制定について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。平田都市整備部長。

〔都市整備部長 平田耕一登壇〕

○都市整備部長（平田耕一） 失礼します。

ただいま上程いただきました議第四号、五條市観光交流センター条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、五條市観光交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるための条例の制定についてでございます。次に、議案書三十五ページから三十八ページまでを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条につきまして、五條市の豊かな地域資源や地産物品の情報を発信し、都市住民との交流及び地域住民相互の連携を深め、地域の活性化や観光の振興を目的に五條市観光交流センターの設置を定めております。

第二条につきまして、当該施設の名称を「五條市観光交流センター」とし、位置を「五條市野原西一丁目九番二〇号」としております。

第三条につきまして、センターは、常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならないとしております。

第四条につきまして、センターの利用の許可について定めております。

第五条につきまして、利用許可の制限を定めております。

第六条につきまして、利用許可の取消し等について定めております。

第七条につきまして、利用者がセンターの備品等を毀損した場合などの損害賠償等について定めております。

第八条につきまして、入館の制限について定めております。

第九条につきまして、センターに入館する者の遵守事項等について定めております。

第十条につきまして、指定管理者にセンターの管理を行わせることができることとしております。

第十一条につきまして、指定管理者が行う業務を定めております。

第十二条につきまして、指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者は、秘密保持義務を負うこととしております。

第十三条につきまして、センターの管理を指定管理者が行う場合の読替え規定を定めております。

第十四条におきまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

附則におきまして、この条例の施行期日を定めております。

以上で、議第四号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）この五條市観光交流センター、この条例の制定は分かるのですが、まずこの観光交流センターの目的というか、地域資源や地域物産のうんぬんかんぬん書いてくれてあるのですけれども、当初一昨年の予算委員会やったと思うんですが、設計か何かの予算が上がっていて、一体ここは何をされる場所なんですかということをお尋ねしたら、最初はトイレ、トイレプラス何がしかをするんやということをおっしゃってはって、今ここに目的書いていただいているんですけども、具体的にどのような施設として今後運営されるのか教えていただけますか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

遊歩道付きの市道整備と観光交流センターの整備、また案内の際の整備などを進め、新町地区や吉野川の堤防へのスムーズなアプローチを仕掛けることにより、五條市内での周遊の促進につなげ、来訪者に水辺や町並みをゆつくりと楽しんでもらえるようにするという事業です。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）全体的なことはね、そういうふうにつなげていく構想があるというのは分かってとんですけども、ただ今言う、三回しか聞かれへんさかいちゃんと聞きたいことに答えてほしい、一回目かってちよつと的外れた答弁されているさかいに…、この交流センター、ここだね、どんなことを展開しようとしているんかということ、ここをどういうふうに使つかというんではなくて、ここで何をするかということ、具体的に教えてほしいんですよ。

具体的には、例えばここで野菜を売るんですとか、観光客のお土産物を売るんですとか、休憩してもらう場所を提供するんですとか、こ

れが具体的な説明なんですよ、そういうものがあれば、答弁してください。ないのやったらないで結構です。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

地域住民の…、近くの野菜などの物販など、またお土産物などを物販してもらうということを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）これ三回目になるのかな。（議場に声あり）

具体的にはその程度のことなのかなと思うんですけども、実際この施設の運営はどの部署でされるのか。第十条、十一條のところを見た指定管理のうんぬんかんぬんということも記載されていますけれども、はなから指定管理業者に委ねてしまうのか、市が運営されて先々で指定管理もあり得るということで、手回しよくこういう指定管理の条例も入っておるのか。その辺、こういった趣旨でこの指定管理のあれが入っているのかと、運営はどなたがされるのか、どっちでも結構です。とりあえず一つ答えてください。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長、最後の質問になるので。…平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

当面はまちづくり推進課の直営で行います。臨時職員を雇用し、常駐してもらう予定でございます。

今後は指定管理を行うことも検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）立派な建物が今できかけておるのかなという感じなんですけれども、総工事費、そして年間の交流人口がどれぐらいあって、どれぐらいここで収益が見込めるのか、ちよつとその辺を教えてください。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

建築工事費としまして、七千百九十八万六千三百二十円となっております。

年間の想定人数としては、ＪＲ五条駅前の観光案内所と同程度を見込んでおり、年間約七千人を想定しております。

収益については、まだ試算できていない状態でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）駅前七千人、ＪＲ五条駅を降りてくれた方で五條の観光どんなところかというところで寄ってくれる方が七千人おられるということなんですけれども、例えばあの場所です七千人、どう呼び込むのか、この辺ちよつと教えてください。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

駅前にある観光案内所とこちらで今つくりました観光交流センターと、そういう周遊的な交流をしていただけるように仕掛けづくりをするということ、同程度の七千人を想定しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）駅前に七千人来てくれてね、例えばどのような展示物があつて、どのようなものを今駅前でやられておるのかわかりませんが、けれども、じゃ同じものをここに置いても多分人も来てくれないし、これを見たからといって野原の河川敷にある交流センターに行つてよつて言うて、どれだけの人が行つてくれるかわかりませんが、野菜売つたり、物販するつて言つてますけれども、その収益、大体どんなものを置いてどれぐらいの収益があつてというのでもないで、七千万円という大きなものを建てるというのは、少しちよつと何か違うんじゃないかと思うのです。その辺しっかりと計画性を持つて、もうできているのですから計画性を持つて運営していただきたい、そのようにお願い申し上げます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今まちづくり推進課でこの建物を管理していく、当面の間、という御答弁されておりましたけれども、駅前にある観光案内所はまちづくり推進課の所管ですんかな。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

駅前の施設につきましては、企業観光戦略課の方が所管となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）その所管になっておるものと交流をするというところで、まちづくり推進課がこれを当面の間管理するというのは、ちょっとその辺の整合性が取れていないのと同じ違いますかな。建てるのはまちづくり推進課で建ててもよからうかと思うのですけれども、今後の運営に関してはまちの発展とか活性化につなげていくのであれば企業観光戦略課の方でしっかりと見ていかないと、連携が取れなくなってしまうのと違いますか。その辺よく審議していただいて、ただ指定管理に任せたらええわ、だけじゃないと思うんですよ。やっぱりまちの大きな、五條市の大きな発展につながっていく一つの建物として有効活用していかないとだめになってしまうので、その辺もしっかり考えていていただきたいと思います。これまだまだ審議の余地があるかと思うのですけれども、どうかよろしくお願いしたいと思います。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第九、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。辻田市長公室長。

〔市長公室長 辻田祥友登壇〕

○市長公室長（辻田祥友）ただいま上程されました議第五号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書三十九ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、平成二十九年八月八日付けの人事院勧告を受け、改定された国家公務員給与に準じた改定を行うものであります。

それでは、改正する内容につきまして、説明を申し上げます。
議案書四十ページを御覧願います。

内容につきましては、第一条では、議員に支給する平成二十九年十二月期の期末手当の支給率を「二〇〇分の一七〇」から「二〇〇分の一七五」に改めるものであります。

第二条におきましては、平成三十年四月以降に支給する六月期の期末手当の支給率を現行の「二〇〇分の一五五」から「二〇〇分の一五七・五」へ、十二月期の期末手当支給率については、前段で改正いたしました「二〇〇分の一七五」から「二〇〇分の一七二・五」にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則につきましては、第一条として、第一項では、この改正する条例を公布日から施行することとし、第二条の規定においては、平成三十年四月一日の施行を定めております。

第二項では、第一条の規定を平成二十九年十一月三十日に適用しようとするものであります。

附則第二条では、改正前に支給した平成二十九年十二月期の期末手当は、改正後の期末手当の内払いであることを規定しております。
以上、議第五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕、〔異議あり〕の声あり」

○議長（平岡清司）御異議があるようですので、これより本案を起立により採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。辻田市長公室長。

〔市長公室長 辻田祥友登壇〕

○市長公室長（辻田祥友）ただいま上程されました議第七号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書四十五ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、平成二十九年八月八日の人事院勧告を受け改定されました国家公務員給与に準じた改定を行うものであります。

それでは、改正する内容につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十六ページを御覧願います。

本案は、一般職の職員の給与に関する条例についての一部改正であります。

内容につきましては、第一条では、本則第十六条第二項第一号に規定されております勤勉手当について、十二月期に支給する勤勉手当の支

給割合を「二〇〇分の八五」から「二〇〇分の九五」に、同じく第二号に規定されております再任用職員に係る同支給割合を「二〇〇分の四〇」から「二〇〇分の四五」に改めるものであります。

加えて、給料表を四十六ページから五十二ページに記載のとおり改めるものであります。

その他、本則第十九条において文言の整備を行うものであります。

引き続き五十二ページを御覧ください。

第二条では、平成三十年四月以降に支給する勤勉手当の支給割合について、本則第十六条第二項第一号に規定されております勤勉手当の六ヶ月期の支給割合を現行の「二〇〇分の八五」から「二〇〇分の九〇」へ、十二月期の支給割合については前段で改正しました「二〇〇分の九五」から「二〇〇分の九〇」に、同じく第二号に規定されております再任用職員に係る同支給割合を、六ヶ月期の支給割合を現行の「二〇〇分の四〇」から「二〇〇分の四二・五」へ、十二月期の支給割合については前段で改正しました「二〇〇分の四五」から「二〇〇分の四二・五」に改めるものであります。

次に、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

引き続き五十二ページから五十三ページを御覧ください。

第三条におきましては特定任期付職員の給料表を改正法により改め、また、平成二十九年十二月期に支給する期末手当の支給割合を「二〇〇分の一六二・五」から「二〇〇分の一六七・五」に改めるもの、その他文言の整備を行うものであります。

第四条におきましては、平成三十年四月以降に支給する期末手当の支給割合について、六ヶ月期の支給割合を現行の「二〇〇分の一六二・五」から「二〇〇分の一六五」へ、十二月期の支給割合については、前段で改正しました「二〇〇分の一六七・五」から「二〇〇分の一六五」にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則につきましては、五十三ページから五十四ページを御覧願います。

第一条として、第一項では、この改正する条例を公布日から施行することとし、第二条及び第四条並びに附則第三条の規定においては、平成三十年四月一日の施行を定めております。

第二項では、第一条及び第三条の規定を平成二十九年四月一日から適用しようとするものであります。

附則第二条では、改正前に支給した職員の平成二十九年四月からの給料及び平成二十九年十二月期の勤勉手当、又は特定任期付職員の期末

手当などの給与は改正後の給与の内払いであることを定めております。

附則第三条では、改正する条例の施行に關しての必要事項を規則に委任することを定めております。

以上、議第七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）間違いました。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十一、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第八号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。辻田市長公室長。

〔市長公室長 辻田祥友登壇〕

○市長公室長（辻田祥友）ただいま上程されました議第八号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書五十五ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、民間における退職給付の支給の実情にかんがみ、官民格差の是正を目的に、国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げるため国家公務員退職手当法等が改正されたことを受け、本市におきましてもこれに準じて改正を行うものであります。

それでは、改正する内容につきまして、説明を申し上げます。

お手元の議案書五十六ページを御覧願います。

まず、第一条では、昭和三十二年十月五條市条例第二十五号の職員の退職手当に関する条例の一部改正を、第二条では、昭和五十八年十二月五條市条例第二十六号を、第三条につきましては、平成十八年三月五條市条例第十三号の一部を改正するもので、内容につきましては、民間との均衡を図るために規定されています退職手当の調整率を「一〇〇分の八三・七」に引き下げるものとしております。

また、この改正とは別に、第一条において本則第七条第五項第二号中の法律の引用規定の整備として、地方自治法の改正に伴い、地方独立行政法人が改正されたことで「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改めるものであります。

なお、附則につきましては、この条例は平成三十年四月一日から施行することとしております。

以上で、議第八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十二、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第九号 五條市手数料徴収条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程されました議第九号、五條市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十七ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、介護保険法の改正に伴い、平成三十年四月一日に指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県

から市町村に移譲されることになります。これらの指定に係る手数料を規定するため、五條市手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十八ページから六十一ページを御覧いただきたいと存じます。

奈良県では指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査について受益者負担の考え方から手数料を徴収しており、新規申請の審査は一件当たり三万円、更新申請の審査は一件当たり一万一千円を徴収しているところです。

したがって、指定権限の移譲に伴い、本市においても指定の申請に対する審査について手数料を徴収することが適当であり、手数料の金額については県に準じ、同額を指定申請審査及び指定更新申請審査手数料として規定するものでございます。

また、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者については、既に市が指定を行っているところですが、指定居宅介護支援事業者の指定申請審査手数料の徴収に伴い、受益者負担の公平性の観点から同様の手数料を徴収することについて、併せて議決を求めるものでございます。

また、附則につきましては、施行期日を規定したものでございます。

以上で、議第九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十三、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第十号 五條市立学校給食センター設置条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永） ただいま上程いただきました議第十号、五條市立学校給食センター設置条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書六十二ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正内容は、五條市立学校給食センターの事業の対象に、「五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校」を加えるものでございます。理由といたしまして、賀名生分校は、平成三十年度より全国から生徒を募集し寮生活を送る生徒がいることや、食育を一層推進する観点から給食を提供するものでございます。

議案書六十三ページを御覧いただきたいと存じます。

改正条例の内容といたしましては、第四条中の「及び中学校」を「中学校及び五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校」に改めるものです。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を平成三十年四月一日としております。

以上で、議第十号の提案理由の説明を終らせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十四、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第十一号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美） ただいま上程されました議第十一号、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十四ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部が改正されたことに伴うものでございます。

主な改正内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十五ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、条例第八条では、特定教育・保育施設は特定教育・保育の提供を求められた場合、支給認定証により受給資格等を確認することと規定していますが、子ども・子育て支援法施行規則及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正により、支給認定証の交付が任意化されたことに伴い、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則第七条第二項に規定する通知によるものとする規定を加えるものでございます。

次に、条例第十五条では、特定教育・保育施設の区分に応じた取扱方針を定めておりますが、引用しております「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正に伴い、同法第三条中で項ずれし規定が繰り下がりましたので、条例第十五条第一項第二号中「同条第九項」を「同条第十一項」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を規定したものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）トイレ休憩のため、四時四十分まで休憩いたします。

午後四時三十分休憩に入る

午後四時三十九分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。
議案審議を続けます。

○議長（平岡清司）次に日程第十五、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第十二号 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例及び五條市心身障害者医療費助成条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。竹本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 竹本勝治登壇〕

○すこやか市民部長（竹本勝治） ただいま上程いただきました議第十二号、五條市ひとり親家庭等医療費助成条例及び五條市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正することにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六十六ページ、六十七ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、所得税法の改正に伴う文言の整理を行うため改正するものでございます。

両方の条例共に、対象者の名称を「控除対象配偶者」から「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

附則第一項につきまして、公布の日から施行といたしました。

附則第二項につきまして、経過措置を定めました。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 文言が変わって同一生計ということなんですけれども、一緒の家に住む人というような内容になるのかなと、同一に生計を立てることだと思ふんですけどね。この文言に変わることによって、例えば今医療助成を受けていたのに受けなくなるというような可能性は考えられませんか。例えば同一に生計をしていないということが考えられるような世帯があるかないか、その辺どうお考えになるか教えてください。

○議長（平岡清司） 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治） 二番養田議員の御質問にお答えします。

この文言等で内容が変わることはございません。

以上です。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十六、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第十三号 五條市国民健康保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。竹本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 竹本勝治登壇〕

○すこやか市民部長（竹本勝治）ただいま上程いただきました議第十三号、五條市国民健康保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六十八ページから七十ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、本年四月一日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び法律の施行に伴う関係政令等が施行され、国民健康保険制度が県単位化されることによるものでございます。

まず最初に、議案書の六十九ページを御覧願いたいと思います。

五條市国民健康保険条例の主な改正理由につきまして、御説明申し上げます。

法改正により都道府県に国民健康保険運営協議会が設置されることから「市が行う国民健康保険」を「市が行う国民健康保険の事務」に、

「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。

次に、出産育児一時金に関する規定の内容を県下統一とすることとしたため、一律「四十二万円」から、国が示す基準の「四十万四千円」に改め、ただし書きにあるような場合一万六千円を加えることとなりました。ただし書きにあるような場合とは、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合の加算のことです。ほとんどの分娩機関はこの制度に加入しております。

平成二十九年二月末におきましては、二十八件の出産育児一時金の申請がありました。全件、産科医療補償制度に加入になっておる分娩機関でございましたので、条例改正による影響はほとんどないというように思われます。

次に、議案書六十九ページから七十ページ、五條市後期高齢者医療に関する条例の主な内容改正につきまして、現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう改めます。後期高齢者医療の資格の適用は住所地で行うことを原則といたしておりますが、現行制度においては、住所地特例者が七十五歳到達等により国民健康保険から後期高齢者医療に加入する場合は、後期高齢者医療の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となつてございます。

なお、今回の法改正につきましては、平成三十年度以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から適用されることとなります。

次に、督促手数料の徴収規定について、「督促手数料を減免することができる」という文言を「これを徴収しない」に改めることといたしました。

次に、平成二十年度における被保険者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例を削除したところでございます。

附則におきまして、施行期日を定めました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）四十二万円を四十万四千円、医学的管理下における出産である、これに一万六千円を加算するということなんです。病院で出産したときに一万六千円が加算される、病院の管理下のもとに産していない人にはこの一万六千円はもらえないということなんです。

○議長（平岡清司） 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治） 八番福塚議員の御質問にお答えします。

一万六千円というところでございますけれども、市長が認めたときということですが、先ほど申し上げましたように登録されている医療機関、産科医療補償制度、分娩されるところで分娩されると思います、その医療機関がその制度に加入しているということが条件でございます。そこに加入していない場合は、一万六千円は加算されません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十七、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第十四号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。竹本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 竹本勝治登壇〕

○すこやか市民部長（竹本勝治） ただいま上程いただきました議第十四号、五條市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書七十一ページから七十四ページを御覧いただきたいと思います。

今回の条例改正の理由としては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成三十年度から、県と市町村が共に国民健康保険運営を担い、県が財政運営の責任主体として国民健康保険制度の安定化を図ることとされたことにより、五條市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず最初に、第二条につきましては、県単位化に伴い、課税額の内容を改めております。

国民健康保険税は基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の三種類から構成されております。それぞれの課税額の内容を国民健康保険事業納付金の給付に要する費用といたしました。

七十三ページの九行目のあたりですけれども、第三条から第九条につきましては、奈良県国民健康保険運営方針に基づき、平成三十六年度の統一保険料水準を目指して、計画的・段階的に保険税の改定を実施できるよう県と協議の上、策定した五條市保険税方針に沿い、税率改定をするものでございます。

第三条から第五条において基礎課税額における所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改めております。

第六条から第七条において後期高齢者支援金等課税額における所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改めております。第八条から第九条において介護納付金課税額における所得割額、被保険者均等割額をそれぞれ改めております。

課税額全体で所得割額は、「二・五パーセント」から「三・二パーセント」、被保険者均等割額は「四万三千三百円」から「五万一千八百円」に、世帯別平等割額は「二万六千七百円」から「二万七千六百円」に増額となっております。

次に、低所得者に係る軽減額について、第二十一条第一号アからオにつきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の七割軽減の軽減額を改めるものでございます。

第二十一条第二号アからオにつきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の五割軽減額を改めるものでございます。

第二十一条第三号アからオにつきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の二割軽減の軽減額を改めるものでございます。

附則第一項におきましては、施行期日を規定したものでございます。

附則第二項につきましては、適用区分を規定したものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）まずこの七十三ページの第九条ですか、一万一千五百円を一万七千三百円って、ここの金額幅だけがかなり大きいのですけ

れども、これは世帯であつたり所得であつたりとか、そういう部分もあると思うのですが、こういった方の、年齢層であつたりとか、条件の方がこれに当てはまるのか、まず教えてください。

○議長（平岡清司） 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治） 二番養田議員の御質問にお答えします。

一万一千五百円を一万七千三百円というところでよろしいでしょうか。

所得によって違いますけれども、これは均等割というところの税率を改正するに当たりまして、この金額になる予定をしております。介護保険分の均等割ということで。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 国民健康保険が、県単一化されるということなんですけれども、何年後に。

今現状の五條市国民健康保険税から何パーセント程度上がるのか、その辺分かったら教えてください。

○議長（平岡清司） 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治） 養田議員の御質問にお答えします。

平成三十六年度に県が統一ということで、それに向けてそれぞれ市町村の方で税の改正をさせていただいているような状況でございます。五條市におきましても、大体八・四パーセントの上昇が見込まれるというところでございます。それを三十年度に、過度の税の上昇を抑えるために少しずつ上げていくというようなところで、今上げさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十八、議第十五号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎二） 議第十五号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美） ただいま上程されました議第十五号、五條市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書七十五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、介護保険法第一百七十七条において「市町村は三年ごとに介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する介護保険事業計画を定める」と規定されていることから、今年度、五條市老人保健福祉計画及び第七期五條市介護保険事業計画策定委員会を設置し、平成三十年度から平成三十二年度までの介護給付及び介護予防給付等の対象サービスの見込み量等を定めるため、審議を行ってまいりました。

それに伴い、介護保険料につきましては、介護保険法第二百二十九条において、「介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した、保険給付に要する費用の予想額等に照らし、概ね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ」とされていることから、事業計画に基づき介護保険料額を算定いたしました。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書七十六ページから七十九ページまでを御覧いただきたいと存じます。

第三条第一項中、保険料率の年度を、第七期事業計画期間に併せ、「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」と改めるものとございます。

介護保険料率につきましては、第三条第一項第一号の保険料額を「三万八千七百円」に、第二号を「五万四千百八十円」に、第三号を「五万八千五百円」に、第四号を「六万九千六百六十円」に、第五号を「七万七千四百円」に、第六号を「九万二千八百八十円」に、第七号を「十万六千二百円」に、第八号を「十一万六千四百円」に、第九号を「十二万三千八百四十円」に、第十号を「十三万五千四百五十円」に、第十一号を「十三万九千三百二十円」に、第十二号を「十五万四千八百円」に、第十三号を「十六万二千五百四十円」に、それぞれ改めるもの

でございます。

また、介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、第一号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとする改正を行うものでございます。また、介護保険料へ公費を投入し、低所得者の第一号被保険者についての保険料の軽減強化を行うため、第三条第二項の保険料率の年度を、「平成二十七年から平成二十九年度まで」を「平成三十年から平成三十二年まで」と改め、所得段階が第一段階の第一号被保険者の保険料について、三万四千八百三十円と改めるものでございます。

また附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

以上で、議第十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十九、議第十六号及び議第十七号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）第十六号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。議第十七号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程されました議第十六号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準を定める条例及び議第十七号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、関連しておりますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書八十ページと九十四ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、国における「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が本年四月一日に施行されることに伴い、関係条例につきまして、国の改正内容と同様の改正を行うものです。

主な改正内容につきまして、まず、両方の条例において共通改正事項を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の八十二ページと九十五ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、議第十六号の第六条第二項及び、議第十七号の第五条第一項におきまして、介護保険施設として、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とした介護医療院が創設されるため、関係条文を追加するものでございます。

次に、恐れ入りますが、議案書の八十五ページと九十五ページを御覧いただきたいと存じます。

議第十六号の第六十五条第一項及び、議第十七号の第九条第一項におきまして、共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員は、指定地域密着型介護老人福祉施設においては一日当たり三人以下であったものを、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設におきましては、一ユニット当たり、ユニットの入居者と合わせて一日当たり十二人以下とするものでございます。

次に、恐れ入りますが、議案書の八十六ページと九十七ページを御覧いただきたいと存じます。

議第十六号の第百十七条、第百三十八条、第百五十七条、第百八十二条、及び議第十七号の第七十八条におきまして、身体的拘束等の適正化を図るため、事業者が講じなければならない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を設置すること、指針を整備すること、従業者に対し研修を定期的を実施することに関する措置について定める条文を追加するものでございます。

次に、議第十六号のみに該当する主な改正点につきまして、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の八十二ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第六条第二項及び第四十七条第二項におきまして、指定地域密着型サービスの利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業員であるオペレーターに関する人員の基準について、サービス提供責任者の「三年以上」の経験が必要であったものを、「一年以上」とするよう見直しをするものです。

次に、第五十九条の二十の二におきましては、地域密着型通所介護につきましては、新たに障害福祉制度における生活介護等の指定を受けた事業所であれば、基本的に介護保険制度における指定を受けられるという、新たな共生型地域密着型サービスに関する基準を定める条文を追加するものでございます。

次に、恐れ入りますが、議案書の八十九ページから九十二ページを御覧いただきたいと存じます。

第九十一条におきましては、看護小規模多機能型居宅介護について、病院・診療所や介護老人保健施設などを本体施設として、本体施設とは別の場所で運営される「サテライト型事業所」に関する基準を定める条文を追加しております。

また、第九十五条におきましては、同じく看護小規模多機能型居宅介護について、事業所が診療所である場合、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができることを追加するものでございます。

また、附則につきましては、施行期日を定めております。

以上で、議第十六号及び議第十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本二議案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本二議案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。

よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第二十、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第十八号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程されました議第十八号、五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書九十八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書九十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第三条につきましては、指定介護予防支援事業者において、障害者が介護保険サービスを利用する場合におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員とが連携に努めなければならないとするものでございます。

次に、第六条につきましては、指定介護予防支援事業者が、利用者との契約に当たり利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介することができる旨の説明をすることを義務付けることとしたものでございます。

また、指定介護予防支援事業者は、利用者又はその家族に対し、利用者が病院等に入院する場合には、事業所の担当職員の氏名及び連絡先を病院等に伝えるよう求めなければならないこととしたものでございます。

次に、第三十二条第九号につきましては、指定介護予防支援事業者が行うサービス担当者会議において、利用者及びその家族の参加を基本とすることを明確にすることとしたものでございます。

恐れ入りますが、議案書百ページを御覧いただきたいと存じます。

第三十二条中に第十四号の二を追加し、医療機関との連携促進を図るため、ケアマネジャーが把握した利用者に関する問題や服薬状況等の状態について、利用者の同意を得て主治医等に必要な情報を提供するものとしたものでございます。

さらに、同条中に第二十一号の二を追加し、利用者が介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合等、利用者の同意を得て主治医等に意見を求めてケアプランを作成した場合は、意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付することを義務付けることとしたものでございます。

次に、附則につきましては、施行日を規定したものでございます。

以上で、議第十八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第二十一、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第十九号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。山本危機管理監。

〔危機管理監 山本修二登壇〕

○危機管理監（山本修二）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十九号、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入ります、お手元の議案書百一から百三ページを御覧願います。

本条例の改正理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、その政令に基づく五條市消防団員等公務災害補償条例の一部の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、本条例第二条の文言を政令に併せて改正し、第五条にて、非常勤消防団員等に係る損害補償の加算額等を改正するものであります。

附則におきまして、施行期日及び経過措置を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第二十二、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第二十号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。辻田市長公室長。

〔市長公室長 辻田祥友登壇〕

○市長公室長（辻田祥友）ただいま上程されました議第二十号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書百四ページを御覧願います。

この計画の変更理由につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項の規定により、過疎対策における消防防災施設のソフト事業をハード事業として高齢者福祉施設整備事業に過疎対策事業債を充てるため、その変更について議決を求めるものであります。

議案書の百五ページを御覧願います。

本計画の中の四、生活環境の整備（二）現状と問題点④消防防災施設の文章中、「一方、より緻密な地域消防が重要となっている中、自主防

災組織の育成や消防団の活性化と装備の充実強化等、時代の要請に応える消防防災体制の確立が必要とされている。さらに、奈良県広域防災組合の全体統合後に向けて、今後消防車両等を含めた装備資機材等整備の検討が必要であると考えられる。」を「さらに、奈良県広域消防組合との連携を密にし、消防車両等を含めた装備資機材等の整備など検討が必要である。また、自主防災組織の育成や消防団の活性化を図りながら大規模地震等に備え、住宅や建築物の耐震化や適切な管理等を促進することで、地域に即した防災体制の確立を行い、住環境の向上を図ることが必要である。」に改めます。

この改正により、消防防災施設のソフト事業を過疎対策事業債の充当事業とすることが可能になります。

また、五、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（三）整備計画の表中で、（二）高齢者福祉施設 老人ホームの次に、その他 高齢者福祉施設整備事業を追加したものに改めます。

この改正により高齢者福祉施設整備事業を過疎対策事業債の充当事業とすることが可能となります。

以上で、議第二十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）過疎債を充当するのに拡大ということだと思っておりますけれども、過疎債の限度額というのはいないのですか。

○議長（平岡清司）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）十番吉田議員の御質問にお答えします。

過疎債の限度額はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第二十三、議第二十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第二十一号 平成二十九年五條市一般会計補正予算（第八号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田総務部長。

〔総務部長 和田剛明登壇〕

○総務部長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第二十一号、平成二十九年五條市一般会計補正予算（第八号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市一般会計補正予算書（第八号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費並びに地方債の補正でございます。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ二億三千二百五十二万二千元を追加し、総額を二百六億三千九百三十五万八千円とするものでございます。

続きまして、歳出の主な項目について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十二ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料から四節共済費までの三千三百四十四万四千元でございますが、職員給与費を追加するものでございまして、異動及び人事院勧告等により現計予算に不足が生じることから、所要の経費を計上しております。

なお、議会費を始め、他の費目に計上しております職員給与費の補正につきましても、同様の事由により現計予算に過不足が生じることから、追加もしくは減額を行うものでございますので、各費目の人件費該当部分につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、同項七目企画費、十三節委託料の六百七十万円でございますが、ふるさと五條市応援寄附金業務委託料を追加するものでございます。同寄附金が当初の見込みより増加したため、当該委託料の予算額に不足が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

次に、同項十八目基金費、二十五節積立金の三千二十万三千円でございますが、基金積立金を予算化するものでございまして、各基金の預金利息のほか、ふるさと五條市応援寄附金、十津川村との協定に基づく広域消防組合職員退職手当負担金などの積立てを行うため、所要の経費を計上いたしております。

続きまして、恐れ入りますが、十六ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

次に、三款民生費、二項児童福祉費、六目児童福祉施設費、十九節負担金補助及び交付金の一千万円でございますが、保育所施設型給付費を追加するものでございまして、国の制度改正により、私立保育所等に勤務する保育士の処遇改善が図られたことなどにより、保育所施設型給付費の現計予算額に不足が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、五百万円を国庫支出金として、また、二百五十万円を県支出金として見込んでおります。

次に、同目二十三節償還金利子及び割引料の二千二百二十万八千円でございますが、子どものための教育・保育給付費負担金に係る国庫返還金並びに施設型給付費等負担金に係る県返還金を予算化するものでございまして、平成二十八年度市受入分の同負担金において、児童数が申請時の見込みを下回ったことにより、国庫及び県への返還金が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

次に、同項八目放課後児童健全育成事業費、二十三節償還金利子及び割引料の七十五万六千円でございますが、子ども子育て支援交付金に係る国庫返還金を予算化するものでございまして、平成二十八年度市受入分の同交付金において、市内学童保育所の運営に係る経費が申請時の見込みを下回ったことにより、国庫への返還金が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

次に、同款三項生活保護費、二目扶助費、二十節扶助費の七千万円の減額でございますが、生活保護世帯が当初の見込みを下回ったこと等により、生活及び医療扶助費等に係る現計予算額に不用が生じるため、減額を行うものでございます。

なお、当該歳入として見込んでおりました国庫負担金につきましては、五千二百五十万円の減額といたしております。

次に、同目二十三節償還金利子及び割引料の二千六百万円でございますが、生活保護費負担金に係る国庫並びに県返還金を予算化するものでございまして、平成二十八年度市受入分の同負担金において、生活保護世帯が申請時の見込みを下回ったこと等により、国庫及び県への返還金が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

続きまして、十八ページ上段を御覧いただきたいと存じます。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、七目環境衛生費、二十八節繰出金の一千九百七万六千円の減額でございますが、市営墓地建設事業の見直しにより、墓地事業特別会計に不用が生じるため、減額を行うものでございます。

続きまして、十九ページ上段を御覧いただきたいと存じます。

次に、五款農林業費、一項農業費、四目畜産業費、十九節負担金補助及び交付金の一千六百八十三万五千円でございますが、畜産競争力強化整備事業補助金を予算化するものでございまして、国予算の第一次補正を受け、県知事より認可を受けた畜産クラスター計画に基づく市内

養鶏施設の除糞システム等の整備について、市畜産クラスター協議会に対し補助を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込んでおります。

続きまして、二十一ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

次に、七款土木費、四項都市計画費、二目都市公園管理費、十五節工事請負費の五千万円の減額でございますが、当初予算で計上いたしております上野公園園路整備事業について、国庫補助金でございます。防災・安全交付金の認証減に伴い、当該事業の見直しを行うため、減額を行うものでございます。

なお、当該歳入として見込んでおりました国庫補助金につきましては、二千五百万円の減額といたしております。

次に、同項五目都市公園建設事業費、十三節委託料及び十五節工事請負費の六千六百二十万円でございますが、総合体育館設備等浸水対策事業費を予算化するものでございまして、台風二十一号で被災したキュービクル等附帯設備への浸水防止壁並びに整備予定の防災力強化棟への止水ドア設置等の浸水対策工事を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、三千万円を国庫支出金として見込んでおります。

続きまして、二十五ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目林業施設災害復旧費、十一節需用費及び十五節工事請負費の六百九十五万円でございますが、林道災害復旧事業費を追加するものでございまして、台風二十一号で被災した林道三ノ又線、並びに岩渕谷線について、災害復旧工事を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、五百五十二万円を県支出金として見込んでおります。

次に、同項二目農業用施設災害復旧費、十一節需用費及び十五節工事請負費の三千九十万円でございますが、農業用施設災害復旧事業費を追加するものでございまして、台風二十一号で被災した農道及びため池等について、災害復旧工事を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二千七百七十二万円を県支出金として、三百八万円を地元分担金として見込んでおります。

次に、同項三目農地災害復旧費、十一節需用費及び十五節工事請負費の一千六百万円でございますが、農地災害復旧事業費を追加するものでございまして、台風二十一号で被災した農地、小島団地及び生子町地内ほか六箇所でございますが、これにつきましては災害復旧工事を行

うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、一千四百三十一万円を県支出金として、百五十九万円を地元分担金として見込んでおります。
続きまして、二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同款三項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十一節需用費及び十五節工事請負費でございますが、台風二十一号で被災した市道の復旧に要する経費一億四百六十万円のうち、既に同目で予算化しております未執行分五千六百万円を除く四千八百六十万円を追加するものでございまして、市道三十二路線の災害復旧工事を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、五千五百八十万円を国庫支出金として見込んでおります。

次に、同項二目河川災害復旧費、十五節工事請負費でございますが、台風二十一号で被災した河川の復旧に要する経費四千五百七十万円のうち、既に同目で予算化しております未執行分二千七百万円を除く一千八百七十万円を追加するものでございまして、十八河川の災害復旧工事を行うため、所要の経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、八ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、一款市税において五千万円を、十二款分担金及び負担金において四百六十七万円を、十四款国庫支出金において九百三十万円を、十五款県支出金において六千六百八十八万五千円を、十七款寄附金において一千三十四万三千円を、十九款繰越金において七千五百四十五万四千円を、二十一款市債において一千五百四十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、追加事業について御説明申し上げます。

二款総務費、一項総務管理費、五新線橋梁調査事業の四百六十五万五千円でございますが、事務事業の遅延によりまして、年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年四月末を予定いたしております。

次に、同款、三項吉野三山ルートマップ作成事業の二百六十一万円でございますが、事務事業の遅延によりまして、年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十一年一月末を予定しております。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、花咲寮整備事業の三千七百九万五千円でございますが、事業内容の検討に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年七月末を予定しております。

次に、四款衛生費、二項清掃費、ごみ中継施設敷地整備事業の一億二千八百万円でございますが、事業内容の検討に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年七月末を予定しております。

次に、同款、同項衛生センター施設解体撤去事業の一億二千五百六十三万三千円でございますが、業者選定等に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年十一月末を予定しております。

次に、五款農林業費、一項農業費、畜産競争力強化整備事業の一千六百八十三万五千円でございますが、国予算の第一次補正による追加事業のため、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十一年一月末を予定いたしております。

次に、同款、二項林業費、（仮称）木質チップ生産施設整備事業の一億一千八百九十三万四千円でございますが、事業内容の検討に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないこと、また本年度において、過疎対策事業債による財源の確保が見込めることから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十一年三月末を予定いたしております。

次に、六款商工費、一項商工費、きずみ館大規模改修事業の七百十三万五千円でございますが、事業内容の検討に不測の日数を要したため、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年十二月末を予定いたしております。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業の八十万円でございますが、事務事業の遅延のため、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年九月末を予定しております。

次に、同款、四項都市計画費、二見四丁目公園整備事業の四百七十万円でございますが、事務事業の遅延によりまして、年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年六月末を予定しております。

次に、同款、同項総合体育館設備等浸水対策事業の四千九百二十万円でございますが、国予算の第一次補正による追加事業のため、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年九月末を予定しております。

次に、周遊観光拠点施設整備事業の八百七十万円でございますが、関係機関との調整等に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年五月末を予定しております。

次に、同款、五項住宅費、改良住宅整備事業の六百七十万円でございますが、業者選定に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年五月末を予定しております。

次に、八款消防費、一項消防費、警鐘台整備事業の二百四十万円でございますが、台風二十一号に伴う復旧作業等に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年六月末を予定しております。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業の六百九十五万円及び農業用施設災害復旧事業の三千九十万円並びに農地災害復旧事業の一千六百万円でございますが、事業期間を確保するため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、いずれも平成三十一年三月末を予定しております。

次に、同款、三項公共土木施設災害復旧費、下水路施設災害復旧事業の四百万円でございますが、資材調達に不測の日数を要したことから、

年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年五月末を予定しております。
続きまして、変更事業について御説明申し上げます。

六ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、七款土木費、二項道路橋梁費、道路改良事業でございしますが、岡口三号線、旧岡中線等の市道改良工事費等一億三千七百万円を追加いたしました、総額で一億六千万円とするものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十一年三月末を予定しております。

次に、同款四項都市計画費、防災力強化棟整備事業でございしますが、浸水対策工事費一千七百万円を追加し、総額で一億一千九百七十万円とするものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十一年三月末を予定しております。

次に、十款災害復旧費、三項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業でございしますが、市道災害復旧工事費一億五百六十万円を追加し、総額で二億四千五百六十万円とするものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十一年三月末を予定しております。

次に、同款、同項河川災害復旧事業でございしますが、河川災害復旧工事費四千八百七十万円を追加し、総額で一億七百万円とするものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十一年三月末を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第二十四、議第二十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第二十二号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。竹本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 竹本勝治登壇〕

○すこやか市民部長（竹本勝治）ただいま上程いただきました議第二十二号、平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと思います。まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ三千四百十万七千円を追加して、歳入歳出の予算総額を五十三億七千九十二万九千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段の歳出を御覧いただきたいと思います。

十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、一目国庫支出金返還金、二十三節償還金利子及び割引料三千四百十万七千円につきましては、国庫支出金である平成二十八年診療養給付費等負担金が確定したことにより、国に対し超過交付分を返還するためでございます。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同ページ上段の歳入を御覧いただきたいと思います。

十款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金三千四百十万七千円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図ったものでございます。以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第二十五、議第二十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第二十三号 平成二十九年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第二十三号、平成二十九年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十九年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ一千九百七万六千円減額し、歳入歳出予算の総額を二百六十二万四千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明申し上げます。

四ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

一款墓地事業費、一項墓地事業費、二目墓地建設事業費を一千九百七万六千円減額するものでございます。

主な減額の理由といたしましては、牧野地区内の新市営墓地事業建設予定地においてボーリング調査を実施した結果、地盤状況が悪く事業を年度途中で中止したためでございます。

次に、歳入につきまして、御説明申し上げます。

同ページ上段を御覧いただきたいと存じます。

二款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金二千九百七万六千円を減額いたしまして、歳入歳出の均衡を図

ったものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第二十六、議第二十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第二十四号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。竹本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 竹本勝治登壇〕

○すこやか市民部長（竹本勝治）ただいま上程いただきました議第二十四号、平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一千三百五十七千円を追加して、歳入歳出の予算総額を四億五千五十七千円とするものでございます。次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段、歳出を御覧いただきたいと思います。

二款後期高齢者医療広域連合納付金、一項後期高齢者医療広域連合納付金、一目後期高齢者医療広域連合納付金、十九節負担金補助及び交付金一千三百五十七千円につきましては、保険料負担金を追加するためでございます。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同ページ上段の歳入を御覧いただきたいと存じます。

一款後期高齢者医療保険料、一項後期高齢者医療保険料、一目特別徴収保険料、一節現年度分特別徴収保険料三千五百二十二万二千元につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合による賦課額の決定による追加でございます。

同款、同項、一目普通徴収保険料、一節現年度分普通徴収保険料二千二百六万五千元を奈良県後期高齢者医療広域連合による賦課額の決定により減額するものでございます。特別徴収分の増と普通徴収分の減の合計として、後期高齢者医療保険料一千三百五万七千円の追加を行い、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第二十七、議第二十五号から議第三十三号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第二十五号 平成三十年度五條市一般会計予算議定について。

議第二十六号 平成三十年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十七号 平成三十年度五條市下水道事業特別会計予算議定について。

議第二十八号 平成三十年度五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十九号 平成三十年度五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第三十号 平成三十年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第三十一号 平成三十年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第三十二号 平成三十年年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第三十三号 平成三十年年度五條市水道事業会計予算議定について。

（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番議会運営委員会山口耕司委員長。

○九番（山口耕司） ただいま上程になりました議第二十五号から議第三十三号までの九議案につきましては、去る一日の開会日において、市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも平成三十年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するために、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七名とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平岡清司） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。（「九番」の声あり） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 今発表しました文言の中に、議第六号が抜けておりましたので、それを追加したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

.....

○議長（平岡清司） 名簿の配布をお願いします。（「九番」の声あり） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） まだ議案として挙がってきておりませんので、私の先走った言動でございました。大変申し訳ございません。

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員、二番養田全康議員、四番牧野雅一議員、七番岩本 孝議員、九番山口耕司議員、十番吉田雅範議員、十

二番大谷龍雄議員、以上の七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程につき御協議をいただきたいと思いますので、各位には本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（平岡清司）次に日程第二十八、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第六号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書四十一ページを御覧願います。

附属機関の新規設置に伴い、非常勤特別職の報酬の表を整備するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。

議案書四十二ページを御覧ください。

第一条では、五條市し尿汲取料等審議会委員の報酬、及び費用弁償に係る規定を加えることといたしました。

四十三ページに移りまして、第二条では五條市認定こども園整備推進実施委員会委員及び五條市認定こども園整備推進実施委員会専門委員の報酬及び費用弁償に係る規定を加えることといたしました。

四十四ページに移りまして、附則につきましては、この条例の施行期日を定めることといたしました。

以上で、議第六号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十日から二十二日まで休会とし、次回二十三日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後六時一分散会